

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成18年10月18日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

10月18日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
補足説明（保健福祉部長、生活環境部長）	
質疑（山崎委員、村上委員、渡辺委員、安藤委員）	
散会の宣告	69

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年10月18日(水) 午前10時 開会
午後5時3分 散会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 安藤 薫 委員 山崎雅数
委員 三好義治 委員 村上英明 委員 渡辺慎吾

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
生活環境部長 前田宜伸 同部次長兼自治振興課長 大場房二郎
同部参事兼環境業務課長 紀田光司 同部参事兼環境対策課長 前川 弘
自治振興課参事 萩原 明 市民課長 村江 卓 同課参事 浅井重雄
産業振興課長 藤井智哉 同課参事兼農業委員会事務局長 中井文雄
環境センター長 五里江路人 環境対策課参事 池上敦実
保健福祉部長 堀口賢司 同部次長兼福祉総務課長 佐藤芳雄
同部参事兼健康推進課長 福永富美子 同部参事兼高齢者障害者福祉課長 登阪 弘
健康推進課参事 阪口 昇 高齢者障害者福祉課参事 小矢田博子
こども育成課長 稲村幸子 国保年金課長 野村眞二 同課参事 大嶋良一
介護保険課長 山田雅也 同課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主幹 日垣智之

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第7号 平成17年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算
認定の件
認定第3号 平成17年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第4号 平成17年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 平成17年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○上村委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は、お忙しい中、民生常任委員会をお持ちいただきまして、ありがとうございます。

本日の案件は、平成17年度の摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分ほか4件についてご審査をいただくわけですが、どうかご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、助役が少し体を壊しまして、委員会の欠席、申しわけございませんが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

私は、一たん退席いたしますけれども、在庁をいたしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

○上村委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は山崎委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○上村委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

堀口保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 おはようございます。

それでは、認定第1号、平成17年度

摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、保健福祉部に係る部分につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、32ページの款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金は、前年度に比べ3.5%、約2,347万円の増となっております。これは介護保険制度の報酬改定により、せつつ桜苑に係る介護サービス保険者負担金が減少したものの、入所児童数の増加等により私立保育園保育料等が増加したことにより、総額では増となったものでございます。

34ページ、款13、使用料及び手数料、目3、衛生使用料のうち、保健福祉部に係る使用料は、前年度に比べ8.5%、約813万円の減となっております。これは、主に市営葬儀使用料、葬儀会館使用料の減によるものでございます。

40ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、前年度に比べ0.4%、約1,119万円の減となっております。これは知的障害者訓練施設等支援負担金で約1,009万円、生活保護世帯の増に伴い生活保護費負担金で約9,962万円などが増加したものの、三位一体改革により国民健康保険基盤安定負担金が府負担金に組みかえられたことに伴い、約1億3,028万円の減少となったことなどにより、総額では減となったものでございます。

同じく40ページ、目2、衛生費国庫負担金は、前年度に比べ2.6%、約71万円の減となっております。これは、1歳6か月児、3歳児6か月児、健康診査等に係る母子保健事業費負担金が三位一体改革の税源移譲により廃止されたことによるものでございます。

同じく40ページ、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金は、前年度に比べ212.9%、約1億4,295万円の増となっております。これは、せつつ保育園等の施設整備に係る次世代育成支援対策ハード交付金に加え、次世代育成支援対策ソフト交付金が交付されたことなどに伴い、増となったものでございます。

44ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、国民年金事務に係る委託金で、前年度に比べ6%、約158万円の減となっております。

同じく44ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金は、前年度に比べ36.4%、約1億4,211万円の増となっております。これは、三位一体改革に伴い、国民健康保険基盤安定国庫負担金が府負担金に振りかえられたことによる増が主なものとなっております。

同じく44ページ、目3、衛生費府負担金は、前年度に比べ2%、約60万円の減となっております。これは、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査等に係る母子保健事業負担金が三位一体改革の税源移譲により廃止されたことによるものでございます。

46ページ、項2、府補助金、目2、民生費府補助金は、前年度に比べ15.5%、約6,990万円の減となっております。これは、主に国の次世代育成支援対策ソフト交付金の新設に伴い、府補助金の保育所運営費補助金が見直され、6,305万円の減少となったことによるものでございます。

48ページ、目3、衛生費府補助金は、前年度に比べ18%、約24万円の減となっており、母子栄養管理事業、乳幼児育成指導事業などの補助金が税源移譲に

より廃止されたことに伴う減が主なものとなっております。

52ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、前年度とほぼ同額となっております。

同じく52ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、旧みやけ幼稚園をせつつ保育園建て替え工事中の仮園舎として貸し付けたことによる貸付収入でございます。

54ページ、款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目2、介護保険特別会計繰入金は、市負担に係る過年度精算金でございます。

58ページからの款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、62ページから65ページの保健福祉部関係は、各種検診自己負担金、生活保護法による返還金・徴収金、市立障害者入所施設支援費収入、老人医療返還金、保育所職員給食費負担金などがございます。

続きまして、歳出でございますが、118ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費は、人件費を除き、前年度に比べ1.3%の増となっております。これは、福祉総務課、高齢者障害者福祉課、介護保険課に係る経常経費並びに社会福祉事業運営委託料などの委託料のほか、社会福祉協議会補助金、障害者福祉作業所運営補助金、小規模通所授産施設運営補助金などの補助金、特別障害者手当等給付金などの扶助費、さらには国民健康保険などの特別会計への繰出金が主なものとなっております。

126ページ、目2、老人福祉費は、施設介護サービス委託料や高齢者民間賃貸住宅家賃助成補助金、老人入所施設措置費等を執行しておりますが、前年度に比べ14.1%の減となっております。

その主なものは、平成16年度に執行しました社会福祉法人に対する老人福祉施設整備費補助金の執行がなかったことによるものでございます。

130ページ、目3、国民年金総務費及び目4、国民年金事務費は、国民年金事務に係る経常経費でございます。

132ページ、目5、身体障害者福祉費は、前年度に比べ0.3%の増となっており、身体障害者に係る補装具交付援護施設支援費、また、ホームヘルプ・ガイドヘルプサービスに係る支援費などでございます。

134ページ、目6、知的障害者福祉費は、市立みきの路運営委託料や援護施設支援費等を執行しておりますが、前年度に比べ1.5%の減となっております。その主なものは、援護施設支援費において、支援費単価の減額並びに平成16年度に執行しましたグループホーム整備補助金の執行がなかったことによるものでございます。

同じく目7、老人医療助成費は、前年度に比べ16.8%の減、また、目8、身体障害者医療助成費は、前年度に比べ9.2%の減となっております。その主なものは、平成16年11月からの制度改正などによるものでございます。

同じく項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費は、保育所運営費負担金等を執行しておりますが、前年度に比べ16.3%の増となっており、主なものはせっつ保育園等の施設整備に係る補助金でございます。

138ページ、目2、児童措置費は、児童手当、児童扶養手当の支給を執行しておりますが、対象者の増に伴い、前年度に比べ5.4%の増となっております。

目3、児童福祉施設費は、主に市立保育所の運営に係る臨時職員等の賃金、給

食賄材料費の経費を執行しておりますが、臨時職員を正職員の退職補充として配置したことに伴いパート職員等賃金が増となったため、前年度に比べ9.2%の増となっております。

142ページ、目4、母子福祉費は、母子生活支援施設運営負担金等を執行しておりますが、入所者の増に伴い、前年度に比べ21.3%の増となっております。

目5、乳幼児医療助成費は、乳幼児入院医療費の減により、前年度に比べ4.9%の減となっております。

目6、ひとり親家庭医療助成費は、前年度に比べ16.8%の減となっており、その主なものは平成16年11月からの制度改正などによるものでございます。

同じく142ページの項3、生活保護費、目1、生活保護総務費は、前年度に比べ25.6%の減、また、144ページ、目2、扶助費は、前年度に比べ14.3%の増となっております。いずれも生活保護事務の経常経費及び保護に要する経費でございます。

148ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費は、前年度に比べ9.9%の増となっております。これは保健センター及び休日応急診療所の管理運営に係る経費、また、三師会、三次救命救急センター、休日応急診療所等の補助金や負担金などでございます。

150ページ、目2、予防費は、前年度に比べ1.9%の減となっております。その主なものは、各種がん検診委託、市民健康診査委託、各種予防接種委託、乳幼児の各種健診などに係るものでございます。

152ページ、目3、環境衛生費は、前年度に比べ4.4%の減となっております。

ます。その主なものは、消毒業務及び飼い主不明の犬・猫の死獣処理などに係る経費でございます。

154ページ、目6、斎場費は、前年度に比べ2.9%の減となっております。これは、市営葬儀委託料や斎場・葬儀会館の管理運営業務委託料等でございます。

156ページ、目7、墓地管理費は、市営墓地の管理経費でございます。

以上、保健福祉部に係ります平成17年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○上村委員長 次に、前田生活環境部長。

○前田生活環境部長 おはようございます。

続きまして、認定第1号、平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、生活環境部にかかわる部分につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目2、民生使用料のうち、総合福祉会館等に係るものは、前年度に比べ5.2%の増となっております。

36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料のうち、市民課に係るものは、前年度に比べ0.4%の減となっております。

38ページ、目2、衛生手数料のうち、塵芥処理手数料では、前年度に比べ2.7%の減となっております。

目3、農林水産業手数料のうち、農業委員会手数料は、前年度に比べ63.6%の減となっております。

42ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、戸籍住民基本台帳費委託金は、前年度に比べ13.4%の減となっております。

48ページ、目2、民生費府補助金の

うち、生活文化費補助金は、新進芸術家育成補助金でございまして、リトルカメリア推薦コンサートに対する大阪府からの補助金でございます。前年度と比べ75%の減となっておりますが、この主な要因は、府内各市町村からの補助金申請が増加し、定められた大阪府の予算の範囲内で補助金が分配されたものでございます。

目3、衛生費府補助金のうち、公害対策費補助金は、騒音、振動、悪臭対策等の委任事務補助金でございます。また、違法屋外広告物除去事務経費補助金は、違法簡易看板除去に係る補助金でございます。

目4、農林水産業費府補助金は、前年度に比べ5.2%の減となっております。

目5、商工費府補助金は、地域就労支援事業に係る補助金の交付を受けたものであります。

52ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、戸籍住民基本台帳費委託金は、前年度に比べ8.3%の減となっております。

56ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目2、中小企業事業資金融資預託金収入は、前年度と同額となっております。

60ページ、項4、雑入、目1、雑入のうち、生活環境部に係ります主なものは、総合福祉会館の光熱水費等負担金、文化ホール入場料、市町村振興助成金、資源ごみ売却収入等でございますが、中でも資源ごみ売却収入は、前年度に比べ292.6%の増加となっております。その原因は、前年度までは指定法人を通じて処分しておりましたペットボトルをリサイクル需要が高まったため売却したものであります。

続きまして、歳出でございますが、9

0 ページ、款 2、総務費、項 1、総務管理費、目 7、都市交流費は、その主なものとして、国際交流嘱託員報酬及び国際交流協会補助金、市外宿泊施設利用補助金等に係る経費でございます。

9 4 ページ、目 1 1、防犯対策費は、防犯灯の設置と維持管理及び防犯協会に対する負担金等でございます。

9 6 ページ、目 1 4、自治振興費は、地区振興委員等の報酬のほか、自治会に対する広報紙等の配布手数料並びに地域活性化事業と自治連合会が実施する研修会及び摂津まつり振興会への補助金が主なものでございます。

1 0 6 ページ、項 3、戸籍住民基本台帳費、目 1、戸籍住民基本台帳費の主なものは、戸籍住民基本台帳事務事業及び市民サービスコーナー事務事業等に係る経費でございます。

次に、1 4 4 ページ、款 3、民生費、項 4、生活文化費、目 1、生活文化総務費は、財団法人摂津市施設管理公社への事業委託に係る経費が主なものでございます。

1 4 6 ページ、目 2、総合福祉会館費は、総合福祉会館の維持管理に係る光熱水費及び 1 7 年度末での閉館に伴う店舗の移転補償金が主なものでございまして、前年度に比べ 3 7. 3 % の増加となっております。

目 3、文化ホール費は、文化ホールの維持管理に係る経費でありまして、前年度に比べ 5 5. 8 % の増加となっております。その主な原因は、老朽化した舞台照明装置を更新したことによるものであります。

1 5 4 ページ、款 4、衛生費、項 1、保健衛生費、目 4、公害対策費は、大気水質、騒音振動対策等に係る経費でございまして、前年度に比べ 4 3. 4 % の減

となっております。その主な原因は、前年度に公害パトロール車として天然ガス車を導入したことによるものでございます。

目 5、環境政策費は、環境保全に係る啓発事業等に係る経費でございまして、前年度に比べ 8 9. 9 % の減となっております。その主な原因は、前年度に実施しておりました緊急地域雇用対策として環境美化推進強化事業の終了によるものであります。

1 5 6 ページ、項 2、清掃費、目 1、清掃総務費は、一般廃棄物の収集・処理事業に係る経常的な経費でございます。

1 5 8 ページ、目 2、塵芥処理費の主なものは、再生資源集団回収協力金、ストックヤード運営に係る光熱水費、可燃ごみの収集運搬、不燃ごみの中間処理、不燃ごみ収集運搬、選別委託料等でございます。前年度に比べ 1. 0 % の減となっております。

1 6 2 ページ、目 4、環境センター費は、環境センターでの可燃ごみ焼却処理経費のほか、3 号炉及び 4 号炉の維持管理に係る経費でございまして、前年度に比べ 2. 7 % の増となっております。

1 6 6 ページ、款 5、農林水産業費、項 1、農業費、目 1、農業委員会費は、農業委員報酬及び農業委員会の運営事務に係る経費でございまして、前年度に比べ 3. 4 % の増となっております。

目 2、農業総務費は、農業改良委員報酬、大阪北部農業共済組合への負担金が主な経費でございまして、前年度に比べ 1. 6 % の増となっております。

1 6 8 ページ、目 3、農業振興費は、地域米消費拡大、市民農園設置委託及び花とみどりの補助金が主な経費でございます。

1 7 0 ページ、款 6、商工費、項 1、

商工費、目1、商工総務費は、事務管理費等の経常経費でございまして、前年度に比べ27.4%の減となっております。

172ページ、目2、商工振興費は、商業活性化対策の事業補助や中小企業事業資金融資預託金等の商工振興策に係る経費でございます。

目3、消費対策費は、消費生活相談ルームの運営及び消費者啓発事業の資料作成等に係る経費等でございます。前年度に比べ9.0%の減となっております。

以上、歳入歳出決算の補足説明とさせていただきます。

○上村委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

山崎委員。

○山崎委員 では、質問させていただきます

この間の中で、決算、予算と重なることがないように気をつけるつもりなんですけども、そういうときは、またご容赦のほどをお願いしたいと思うんですが、決算概要を使わせていただいて、何点か執行率の低いところとかをちょっと見せていただきたいと思いますと思うんですが。

まず、62ページ、地域福祉計画ですね、これは、昨年この福祉計画書をつくられたということだと思んですけども、ことしは去年に比べて14万で、どういったことをされてきたのかなということをお聞かせ願えればと思います。

それから、同じく62ページのホームレスの自立支援というか、相談事業ですね。これは、支援相談で解決の方向へ行けるのかどうかとか、中身の方をちょっとお聞かせ願いたいと。

ホームレスの状態に戻られたりというようなことがないのか、お聞きしたいと思います。

それから、同じく62ページの肢体不自由児父母の会への活動補助金というのが、昨年は21万で、ことしが14万、これはどういった性格のものでこういう動きがあるのか、お聞かせ願えればと思います。

それから、63ページですね、精神障害者の福祉金、これがどういったもので、これが一昨年あったやつがなくなったというのが、どういう流れでなくなってきたのかということもお聞かせ願えればと思います。

最後のJR千里丘駅のエスカレーターの管理事業なんですけど、昨年は414万で、ことしが251万、これもどういったことなのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それから、65ページ、障害者の店のこの新規事業の補助金なんですけど、これは100万円。切りのいい金額、これ、ぼんと渡してしまうというものなのかどうか、ちょっとお聞かせ願えればと。

それから、コミュニティソーシャルワーカーのこの事業。またこれも新規なんですけども、また、ことしからはいろいろ変わるということも聞いてますけれども、この決算の中身は消耗品というか、消耗経費のようなんですけれども、ほかとの関連で、事業主体というか、どういったことをやられているのか、聞かせてもらえればと思います。

関連して、こういうソーシャルワーク事業というか、府の関連の仕事もたくさんあるんでしょうけれども、母子の支援とか介護訪問の指導なんかでもお聞きしたいんですけども、保健所支所がなくなりまして、市民への影響、こういうのはどうなのかということ、あわせてお聞かせ願えればと思います。

保健師さんなんかの派遣の事業などが、

広域になってくるとなかなか個人宅へは足を運ばないというようなことをお聞きしていますもので、こういった場面で摂津市民への影響が出てきてないのかということをお聞かせ願いたいと思います。

似たような形で、65ページの介護相談員の派遣事業、これも事業者への相談、もう18回、決まって定期的に動いているということを事務報告では書いてあるんですけども、これだけ、だから個人宅というか、こういう事が足りているのかどうか、これをどういうふうに評価されているのかいうのも聞かせていただければと思います。

68ページ、認知症高齢者家族支援事業なんですけど、これ新たに20万つけたような形になってますけども、この中身の方もお聞かせ願いたいと思います。

次の70ページの障害者手帳の無料化の負担の軽減ですね、これも一昨年が223万で、ことしが72万と。この差の動きを教えてくださいたいと思います。

それから、次に73ページ、74ページですね、民間保育所と市立の運営事業とあわせてちょっとお聞かせ願いたいんですが、保育所が民営化されて2年目ということですが、15年から17年の決算の資料もいただいて、民間と市立、乱暴な話でちょっと合算させてもらうと18億ほどで、民間と公立と合わせて民営化したことの効果の方をどういうふうに見ておられるのかということをお聞かせいただければと思います。

強いて言えば、民間保育所の設備の補助の分ができたということが出来るのかもしれないんですけども、昨年のお断りでは、保育所環境の向上というようなお断りもありましたので、この辺もあわせてお聞かせ願えればと思います。

74ページの新規ですね、これも育児

支援ということで相談、虐待防止の相談というようなことだと思わなくても、これの虐待防止の効果というか、何かあったことがあれば、新しいことで教えていただきたいと思います。

次に、77ページの母子支援の支援員の設置ですね、これ、一昨年も昨年も200万円ほどあって設置をされてお金が出てるわけですけども、この上の派遣の費用が未執行というかゼロになっているんですけども、こういうのは関係がある分野なのか、教えていただければと思います。

次に、同じ77ページの一番下の乳幼児の医療費助成なんですけども、府の制度が変わりまして、16年が1億3,000万、16年の11月から1歳から4歳まで引き上げたわけなんですけども、これが17年は1億2,400万と、決算額が少し減ってるぐらいなんですけども、これを制度の変更でどう見るのかということをお聞かせ願いたいと思います。

この辺で、ことし医療改革で食事代などが保険から外れて乳幼児の医療でも食費が出なくなるんですかという話も聞かせてもらったんですけども、ことしは助成からは外れていないということですので安心はしておられるわけなんですけども、乳幼児医療の点では、もっと引き上げると、できれば就学前までの助成を検討したらどうかということをお聞かせいただければと思います。東京の中野区で、昨年の10月から小学校6年生まで、中学校まで所得制限なしで入院に係る医療費の助成を行っていただけるわけなんですけども、1歳引き上げるのに、単純に今までの数字を年で割って4,000万で1歳引き上げられるとかいうように思っていたわけなんですけども、伺いますと、これ五、六歳以上のお子さんは、基

本的にはお元気で、なかなか病気になる方が乳幼児に比べてガンと減るということです。予算の規模は4,000万円規模じゃなくても引き上げは可能であると思いますので、少子化対策というか、子育てに力を入れているという宣伝効果の上からも、就学前までの助成というのを検討されてみてはどうかと思います。

次に、79ページなんですが、生活保護費ですね、一昨年が16億から18億、大幅にふえているわけなんですけれども、これは今の社会情勢かんがみますと、これからもふえるという方向になるのか、保護制度も母子加算や老齢加算が削減されてきて、1件当たりの保護費というのは大分減らされてくる方向になっているんですけれども、こういったことが市民生活に影響が出てくるのかどうか、この保護費について、どういうふうを考えていけばいいのかというのをお聞かせ願いたいと思います。

それから、84ページの高齢者への訪問指導、これも執行率が何か非常に低いような気がして、気になりましたので、お聞かせ願いたいと思います。

86ページの母子栄養強化事業の部分も、一昨年は6万3,555円出てるんですけれども、ことしは母子栄養の部分でゼロになってますが、この辺もお聞かせ願いたいと思うんです。というのが、先ほどもずっと保健師さんの話からさせてもらったんですけども、訪問事業というのがここ大変、職員さんも不補充というようなことで大変だと思うんですけども、こういったことはなかなか、行かないと実態がわからないということが多いと思うので、訪問事業について問題がないのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、87ページ環境対策の方ですが、環境調査というのは、定点・定期

の調査というのが非常に重要だと考えておられるわけですが、事務報告では府の資料がつけてあったり、水質調査とか窒素酸化物の、これは変わっていないんですけど、この騒音の部分が一昨年4万から49万8,000円と、これ、どういことをされたのか、お聞かせ願いたいと思います。

ダイオキシンの問題でも出てきましたけれども、大阪府、国の河川の調査は、そういったところに任せてしまっておいてよいのかというような、環境調査の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

89ページの墓地管理なんですが、16年、17年と同じ執行で、大体15万ぐらいで、ともに予算が40万ほどあるんですけども、この予算での検討はどうだったのか、お聞かせ願いたいと思います。

92ページのリサイクルプラザの事業で、備考欄に整備計画の推進というようなことが書かれているんですけども、これがちょっとどういったものか、お聞かせ願いたいと思います。最近の進捗状況のニュースとかあれば、お聞かせ願いたい。

同じ92ページですね。これ、ごみ減量なんか、少し経費も減ってるのかなと、ごみ減量の状況なんかも聞かせてもらえたらと思います。

あと、96ページの水田農業経営確立対策なんですが、これが16年が18万、17年40万ということで、この需要に応じたというような中身をちょっと聞かせていただければと思います。

あと、100ページの産業振興の部分で中身の方をお聞かせいただきたいんですが、労働者信用基金協会債務保証料補助のこの事業ですね、これも執行率ゼロで、去年の質問と記録を見ましたら、課

長自身が首をかしげるというような答弁してはるんですけども、改めて中身整理してお聞かせ願えればと思います。

あと、地域ネット関連事業の執行率が非常にないというやつですね。これは府の事業へ移っていくというようなことでお聞きしているんですけども、この市の決算に乗らない府の事業との、大きな北大阪でやっている事業との関連もお聞かせ願えればと思います。

1回目は、以上です。

○上村委員長 質問、多岐にわたっておりますけれども。順次答弁願います。

紀田参事。

○紀田生活環境部参事 リサイクルプラザ整備計画の推進の内容ということと、ごみ減量の状況についてお答えさせていただきます。

プラザにつきましては、平成13年2月にストックヤードをオープンしておりますが、それは一部の施設という位置づけでございまして、基本的に当初設置する計画といたしましては、不燃物の処理施設並びにストックヤード、あとリサイクルを推進するための啓発施設、そういったものを予定しておったんですが、とりあえず平成13年2月に収集体制を見直すということで、まず必要なものからということでストックヤードを整備したんですが、それ以降の部分については、当初の計画から若干おくれておりますが、とりあえず、建設する方向へ検討したり、財政状況を勘案しながら着手時期を検討したりというようなことで今進んでおまして、今の状況ではなかなか、いつから着手するというのが言えない状況でございまして、ただ、内容的には、やはり現在のリサイクル法の取り組みであるとか、そういうものを見ながら、何が必要かというようなことも含めて内部的な検

討はしてございます。

ごみ減量の状況でございまして、8月15日の広報にもお知らせさせていただいたりということで、府下でもナンバーワンの減量率ということで、市民のご協力をいただきながら、おかげさまでかなり減量してまいっております。

当初の目的は、やはり1炉運転に取り組むということでスタートしておまして、その1炉運転の目標を300日の90トン炉ですから、2万7,000トンということで、平成17年度末現在の1年間の可燃物の収集量が2万九千数百トンやったと思いますんで、あと3,000トンぐらいを何とか減量すれば1炉運転に達成できるということでございます。

ただ、目標年次は、平成18年度ということになっておまして、あと半期しか残っていないわけですが、それまでに確実にできるかということになると若干自信を持って言うことはできないんですが、ただ、現在も自治会等プリントをお配りする中で、従来集めてない雑紙といったものも今、資源として業者さんが回収していただけるということも聞いておりますので、そういうことも広げながら、あと何とか当初の目標をクリアしたいというふう考えております。

○上村委員長 前川参事。

○前川生活環境部参事 環境調査の考え方ということでございますけども、摂津市におきましては、騒音、振動、悪臭等におきましては委任事務という形で位置づけられておまして、大気、水質等については経由事務という位置づけになっています。その関係上、我々としては主体的に騒音、振動、悪臭に関しての自然環境調査というのを重点的に行っているところでございまして、騒音につきましては、備品購入費といたしまして、約3

0年ほど前に購入した精密騒音計が老朽化したために更新という形で精密騒音計を1台購入して、現在、自動車関係の道路騒音については3か所、一般環境騒音につきましては18か所を測定してございます。

それと、水質につきましては、一般的には府の環境調査で補っておられるんですけども、それ以外の中小河川等については市の方で、補完的に今現在9河川で年4回測定して、それを補っているということでございます。

また、先ほど言われましたダイオキシンの関係なんですけど、これは主な河川については府の方でされているということで、我々の方では補完してございません。

あと、大気につきましては、現在、市役所横に大阪府の常時観測所が1か所ございます。ただ、摂津市域1か所では不十分ということで、簡易測定でございんですけども、市域16か所ということで、1平方キロに1か所程度、補完的に簡易測定でございんですけども、状況把握に努めているということです。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 介護保険課に係る質問ということで、介護相談員派遣事業についてお答え申し上げます。

この介護相談員派遣事業につきましては、市が委嘱しましたボランティアによる相談員が市内の入所施設及び通所施設に訪問して、サービスの利用者が施設の職員に直接言いにくい、あるいは聞きにくいといった施設での不満や不安、疑問や苦情をじっくり聞くことで、その場で解決できるものはお答えし、解決できないものについては事業者に橋渡ししていくと。それとあわせて、第三者の目ということで気がついたことを事業者に伝え

ていくということで、それぞれの施設の改善、サービスの質の向上ということに努めていただくと。それに加えて、苦情や事故を未然に防ぐという目的で実施しているものでございます。

17年度につきましては、10名の相談員の方が市内の11の事業者、計24のサービス事業になるわけなんですけど、これを事業者によっては月2回、あるいは月1回ということで訪問させていただいているということでございます。

ご質問の中に、個人宅への訪問はどのように考えているのかということだったかと思いますが、これにつきましては、なかなかボランティアの方の確保が難しいということと、施設でしたら一度に複数名の方とお話ができるんですけど、個人宅ではなかなか事業効果も期待しにくいというようなことで、現在は考えておりませんが、これにつきましてはケアマネジャーの方が定期的に利用者の方の声を聞いておりますので、例えば、ヘルパーさん、あるいは訪問看護の方への苦情とか、相談が直接言いにくいという場合は、ケアマネジャーさんを通じて、あるいは市へ直接ご相談したりしていただければというふうに考えております。

また、この施設への派遣については、18年度からの話ですが、2名増員しまして回数の方もふやしておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 福祉総務課にかかります3点のご質問でございんですけど、まず1点目の地域福祉計画推進事業、これについてでございますが、この決算に表示をされておりますのは、このいわゆる17年度に地域福祉計画の推進協議会を設置いたしておりまして、この協議会

の運営に係る経費が、いわゆる決算概要に計上されておりまして、主なものは、この協議会の委員さんの報酬というような中身になってるわけでございますが、この地域福祉計画そのものは、ご承知のように16年度末に策定をいたしてございまして、昨年につきましては、主なものといたしましては、この計画を踏まえましてCSWの設置を行わせていただいたという形になってございまして、また、これは本年の話になるわけでございますが、本年は引き続きまして地域の福祉活動拠点の整備に向けて取り組みを行っているということでございます。

それから、2番目のホームレスの件でございまして、ここでのホームレスの自立支援事業、決算額が57万9,000円になっておりますが、これにつきましては、大阪府の社会福祉協議会の方に委託をいたしましてホームレスの巡回指導を行っておるわけでございますが、この負担金でございます。

ちなみに、本市でのホームレスの状況を申し上げますと、平成15年の2月の段階では41名ございました。これが17年の7月段階では38名に減少してございまして、また、本年の2月の段階では31名に減少いたしてございまして。

ですから、徐々に減少はいたしておるわけでございますが、具体的にこのホームレスの方々に対する対応と申しますのは、先ほど申しましたように大社協の方からの相談員の方が定期的に巡回して、このホームレスの方々の健康相談に応じたり、また、さまざまな生活上の問題に対応するというようなことと、ホームレスの実態がどうなっているのかというようなことで、把握に努めているというふうなことでございまして。

それから、3点目の生活保護の問題で

ございますが、これにつきましては、ざっとこの5年間ほどのスパンで見ますと、保護費そのものといたしましては13年度が約12億円ぐらいでございました。これが17年度には18億ほどの決算額になっておりますので、この5年間でほぼ5割アップという形になっております。

また、被保護者の状態につきましても、13年度の段階では、これは年間平均の数値でございまして、世帯数が427世帯、被保護者の人数が654名でございましたが、17年度では650世帯、948名というようなことで、年々いわゆる保護率も上昇をいたしておるところでございまして。これにつきましては、昨今の景気動向、それから市の人口の中での年齢構成等で今後の見通しといたしましては、現在、ほぼ年率10%ぐらいの伸びを示しているわけでございますが、この傾向はいましばらく続いていくのではないかなというふうに考えております。

○上村委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 保健所支所が茨木保健所に統合されて、市民への影響はというご質問についてでございますが、保健所支所が統合されることが決まりました。まだこちらに支所がございまして時点から支所、あるいは茨木保健所との合同会議を毎年持っております。摂津市民にとってサービスが低下しないようにということコンセプトに、健康推進課が事務局となっておりますが、高齢者障害者福祉課や社会福祉協議会等、関係職員集まりまして、茨木保健所とのサービスの低下を来さないような対応をしていただきたいという会議を持っております。

その中で、茨木保健所の方で摂津に対して、このようなことをします、また、しましたというような報告、あるいは保

健所と摂津市との覚書等も交わしておりまして、その内容といたしまして一部ご紹介させていただきませんが、例えば、先ほど精神障害者へのというようなご質問もございましたが、例えば、心の健康相談につきましては、毎月第1、第3水曜日、それから第2、第4水曜日、毎週水曜日の午後、保健所の方からこちらに出向いていただきまして、精神保健相談を実施していただいている、あるいは、当日、面接や家庭訪問等、市の職員と同伴をしたり単独で行かれたりというようなことを実施していただいております。

それから、特定疾患患者の医療費公費負担申請につきましては、7月の月末1週間、市役所の会議室を提供いたしまして、こちらに出向いて医療費の公費負担の申請をしていただいております。

そのほか、障害児の健康相談や母子保健、成人・老人保健等、家庭訪問指導、そのままこちらに茨木保健所の自転車等も預かっておりまして、茨木保健所の方から出向いて家庭訪問指導等を実施していただいているところでございます。

それから、高齢者への訪問事業についてのご質問でございますが、予算的には訪問指導事業の中に消耗品費と訪問審査委託料が組み合わせておりますが、この訪問審査委託料につきましては、ここ数年、実施件数ゼロが続いております。これは寝たきりの高齢者の方の市民健診を家庭訪問して実施していただくという事業でございまして、ご希望のある市民の方には、いつでも訪問できる体制をとっておるところでございますが、今のところご希望がないというのが実態でございます。

そのほかの保健師の方の訪問に関しましては、訪問実績の訪問実数につきましては、数年来ほとんど変化なく実施できているものと認識しております。ただ、

訪問延べ数、こちらの方は若干、年々、減少してきております。

しかしながら、これに関しましては、介護保険制度が充実してまいりまして、継続しての訪問看護等は各種各事業所等が継続して行っただけの状況が充実していったというようなことでカバーできているものと考えております。

それから、母子栄養食品支給の実績がなかったということに関してでございますが、こちらの方も若年妊婦や高齢妊婦、ハイリスク妊婦、それから妊婦世帯主等のハイリスク妊婦への家庭訪問指導というのを保健師の方が実施しておりまして、この母子栄養食品の支給事業というのは、栄養状態の悪い妊婦さんや乳児に対して牛乳を支給するという制度でございますが、実際に妊婦、それから新生児訪問等やっております健康推進課といたしまして、必要な方には随時ご紹介を申し上げているところなんでございますが、平成17年度はお申し込みがなかった、必要な方がなかったという状況だと認識しております。

○上村委員長 阪口参事。

○阪口健康推進課参事 私の方から、墓地管理事業に係ります予算と決算の乖離につきまして、予算編成時どういうふうな考え方で予算組みをしているのかというふうなお問いに対しましてご答弁させていただきます。

墓地管理事業に係ります予算で、これは主なものは消耗品、光熱水費といった経常的な経費に当たるわけでございますが、そのほかに墓地の返還金、積立金という二つの項目がございます。実はここで予算と決算の乖離が生じてまいります。

墓地というのは、当然ながら、一度お渡しすると永続的な使用というのが前提でございますので、なかなか返還があり

ません。現在もすべて埋まっておる状態なんですけれども、これが年度途中で使用者の方から返還があった場合、既に納めていただいております使用料、管理料の総額の6分の1、5年を超える使用に関して6分の1の額を返還するというふうなことが条例でうたわれております。この返還のあったときに備えまして、歳出予算として毎年度3基程度が返ってくるということで予算組みをしております。

それと、墓地基金積立金でございますけれども、私ども基金条例を持っておりまして、このいわゆる墓地管理に係る経費に充てるための基金でございますが、ここに管理費を積み立てるというふうなことになってございますので、この場合も墓地の返還があって、それを新たに分譲した場合の得られる予算につきまして計上しておりますもので、毎年度、乖離が生じてくるというようなことでございます。

ちなみに、17年度につきましては1基返還を受けまして、これを16年度での墓地募集がございましたけれども、補欠当選者の有効期限が残っておりましたので譲渡いたしましたということでございます。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 まず、62ページ、肢体不自由児者父母の会の補助金についてでございますが、現在、父母の会に対しましては29万円の補助金を出しておりますが、その内訳につきましては、活動補助金が9万5,000円、それから社会参加補助金ということで19万5,000円の計29万円となっております。

社会参加補助金につきましては、重度の障害のある方たちの団体ということで、なかなか社会参加もままならないということで、レクリエーション活動等に使用

していただくということでバス代2台分を補助として出させていただきます。

ただ、この補助金につきましては、補助金の性格上、不用額となった場合につきましては返還をしていただくという形になっておりまして、16年度につきましては、そのうちの7万6,400円を返還していただきまして、決算額として21万3,600円、17年度につきましては14万8,800円を返還していただきまして、決算額が14万1,200円となっております。

続きまして、精神障害者の福祉金についてでございますが、これにつきましては、個人給付を見直すということで現在、一津屋の府営住宅の味生住宅に精神障害者の方のグループホームを開設しておりますが、また、千里丘三島線沿いに三島地域にアシストという施設を開設しておりますが、これも制度としては福祉作業所という制度をとっておりますが、内容的にはグループワークや精神障害者の方の相談支援に当たっていただくということで、平成16年6月末をもちまして、他の身障・知的の福祉金とあわせて廃止した経過でございます。

続きまして、千里丘駅のエスカレーターの保守点検委託料が前年度と比べまして減額となっておりますのは、平成17年度から庁舎の管理契約等と一括契約をさせていただきまして、減額となった次第でございます。

続きまして、65ページ、障害者の店でございますが、これは平成17年8月に正雀本町の空き店舗を活用いたしまして市内の障害者団体、あるいは障害者施設や作業所の方々に運営会をつくっていただきまして運営を始めたものでござい

ます。内容につきましては、喫茶と、それから市内の障害者施設や作業所で製作しております自主製品の販売、それからボックスを設けまして市民の方が自主的につくっておられる自主製品を展示、また販売等をさせていただいております。

この100万円の補助金につきましては、障害者の店を立ち上げるに当たりまして、市として支援をしていくということで補助をさせていただいているものでございまして、一応、17年度限りの補助金というふうに考えさせていただいております。18年度以降につきましては、障害者団体等に自立をしていただくということもございしますが、市といたしましては18年度から新たに授産活性化の補助金というのを授産施設に対して補助をしておりますので、その中から障害者の店等にも負担等をしていただいて、自立して運営をしていただくという形で考えております。

続きまして、65ページ、コミュニティソーシャルワーカーについてでございますが、これは大阪府の事業でございまして、平成17年度につきましては、試行的に第一中学校区に配置するということが市役所を拠点といたしまして高齢者障害者福祉課で社会福祉士と精神保健福祉士の資格を持っている職員をコミュニティソーシャルワーカーとして配置したものでございます。府の制度で、人件費480万円、それから活動費ということで100万円の補助がきます。ただ、市が直接する場合につきましては、この2分の1が補助されることとなっておりますので、市の職員が担当しておりますので、このコミュニティソーシャルワーク事業としては人件費の支出で上がってこずに、活動費100万円の分として備品や消耗品等の内容で決算として上がってまいっ

ております。

なお、18年度からは他の四つの中学校区につきましても、そのうち三つが社会福祉協議会の職員、それからもう一つが市内の精神障害者の団体であります、あけぼの福祉会の方の職員を配置して、現在取り組みを進めております。これにつきましては、人件費480万円、活動費100万円が支出されることとなりますが、府の補助が10分の10ということで、すべて府の補助となっております。

次の認知症の支援事業でございますが、これにつきましては、摂津市老人介護者家族の会の方で取り組んでいただきます。認知症に対する取り組みに対して補助をしております。具体的には、相談活動といたしまして、電話による相談及び電話による介護者の状況確認ということで年間100回、それから地区集会ということで、各地区で年5回の交流集会を開催しております。それから、リフレッシュ事業、その他ということで研修会の開催ということで、年2回の開催をさせていただいているところでございます。

続きまして、障害者手帳の無料化についてでございますが、身体障害者手帳につきましては新規発行と再発行がございしますが、平成17年4月から、新規発行につきましては、市民税の非課税世帯に限定をさせていただきました。それによりまして、17年度実績で言いますと、申請件数が新規が196件、再発行が171件の計367件ございましたが、助成対象となったのが117件ということでございます。

なお、大阪府の補助制度につきましては、新規、再発行合わせまして、いわゆる非課税世帯に限るということになっておりまして、実際に本市が助成としまし

た117件のうち、大阪府の補助金対象となるのは65件ということになっております。

○上村委員長 中井参事。

○中井産業振興課参事 それでは、決算概要の96ページ、水田農業経営確立対策事業のご質問にお答えいたします。

水田農業経営確立対策事業、米の生産調整、減反政策であります。米政策は改革の時でありまして、平成16年から生産調整の手法として生産調整面積から生産目標数量に、また、助成金制度も全国一律の反別、作物別助成から産地づくり対策等の助成にと大きく変更になりました。また、平成19年度からは配分の方針や事務を行政主導から農業者及び農業者団体が実施することになっております。このような中で、報償金25万円の予算に対しまして執行額5万2,000円、未執行額19万8,000円、したがって執行率が20.8%になり、事業費全体の執行率を低くしてしまったものでございます。

報償金の内訳といたしましては、地域の特色を生かした取り組みに対する交付と摂津市地域水田農業推進協議会委員に対する報償金でございます。地域の特色を生かした取り組みに対する交付を一般会計からの執行ではなく、摂津市地域水田農業推進協議会の予算から執行したことに伴いまして、一般会計において不用額が生じたものでございます。

それから、平成16年の決算額18万、17年が40万となっております。ふえた理由でございますが、減反事務におきまして手持ちのパソコンではシステムが動かないということございまして、容量の大きいものを購入させてもらったということで、ちょっとページが変わりまして下の欄、庁用器具費で22万何がし

かの執行をしております。これがふえた理由でございます、16年18万、17年も内容的には18万、変わらないような内容でございます。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 産業振興課におけますご質問の中で100ページ、日本労働者信用基金協会債務保証料補助が未執行についてご説明させていただきます。

この制度は、本市に居住する労働者が社団法人日本労働者信用基金協会の債務保証を受けて労働金庫から融資を受けた際に、その債務保証に要する保証料を助成するものであります。助成内容は、教育ローン、カーライフローン、リフォームローンの融資を受けた者で、融資を受けた金額のうち、100万円以下で融資期間が5年以内にかかわる債務保証料相当額と本市に居住し、あるいは本市に居住する目的で自己の居住用住宅を新築・増改築、または購入するための融資を受けた者で、融資を受けた金額のうち、1,000万円以下で融資期間が30年以内の部分にかかわります債務保証料相当額であります。

各市に照会をかけておりますが、どこも利用は大変低調でありますものの、産業振興課が持ち合わせますデータベース4,150事業所中、従業員99人までの事業所が4,100を占める状況をかんがみましてもニーズはないと言い切れず、制度周知の徹底を図ってまいりたいと思います。

次に、101ページ、大阪府地域ネット関連事業の未執行についてでございます。

昭和59年、多様化、複雑化する消費者問題に対応するため、特殊法人国民生活センターのホストコンピューターと各市の消費生活センターに設置した端末機

を結ぶ全国消費生活情報ネットワークシステム「パイオネット」の運営が開始されました。このシステムは、都道府県レベルで、各都道府県の消費生活センターを經由しており、都道府県と各市の消費生活センター間の整備事業にかかわる費用は、都道府県のネットワークシステム体制整備事業として、本市におきましては大阪府からの補助金として全額補助を受けておりました。

平成5年10月、この国民センターが独立行政法人に移行し、平成16年6月に施行されました消費者基本法では、消費者政策における中核的な機関として役割が明記され、あわせて三位一体改革に基づき整備交付金が見直される中、この平成17年度以降のパイオネットは、独立行政法人国民センターの運営にすべて統合されることになりました。

よりまして、都道府県が各市へ全額補助するネットワークシステム体制整備事業は廃止され、本市で生じます整備にかかわります費用は大阪府からの補助金交付から国民センターの全額費用負担に変更されましたため、予算執行が不要となったものでございます。

また、府との関連事業としましては、この消費行政のほかに地域就労支援ネットワーク事業の共同事業がございます。現在のところ予算執行は伴っておりません。この共同事業とは、府内を7ブロックに分け、労働行政関係機関、労使団体、経済団体がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を図り地域の労働にかかわります課題や問題を共通認識し、雇用啓発、相談に関するネットワーク事業を展開しております。

平成17年度におきましては、北大阪地域労働ネットワーク関連事業として池田市でのジョブカフェ事業、吹田市での

シニアワークサポート事業、豊中市でのゆとり時短事業、茨木市での高年齢者就業セミナー、そして本市での地域労働セミナー等を実施してまいりました。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 こども育成課にかかわる部分についてお答えさせていただきます。

1点目、保育所の民営化2年を迎えまして、民営化した効果について保育所環境の向上という面からどうなのかというご質問でございますが、せつつ保育園の民営化に当たりましては、もともと建てかえを条件ということでお願いをしてまいりました。

せつつ保育園は、昭和44年に創設されてきて老朽化が激しく、保育環境を考えた場合に、早急な建てかえ、改築が望まれておりました。また、この地域は住宅地域でもありまして、要保育児童も多く、市内各方面から通園可能であるということもありまして、この増改築に伴い、定員の増、そして集いの広場というような事業も含めました地域への子育て支援、そして一時保育、休日保育なども含めた多機能保育所へということで計画を進めているところでございます。

本年の6月には建てかえもされまして、今までの保育環境ということとは全く違った形で、安全で安心のできるような保育環境で、また、いろいろな保育を行っていけるような保育環境が整えられてきたのではないのかなというふうに考えております。

続きまして、2点目の児童虐待発生予防システム構築事業についてでございますが、この事業は、虐待要因を抱えた家庭を早期に把握して、継続的な訪問支援を行うことで養育者の孤立を防いだり、子育て支援につなげることで、乳幼児へ

の虐待の未然防止を図るというものでございます。4か月健診や1歳6か月健診の未受診者を対象に保健師の訪問、そして、あわせて主任児童委員の見守り活動を行うということになっております。

17年度の事業といたしましては、具体的に健康推進課の方で保健師と主任児童委員さんとの連携ということで図ってきております。また、主任児童委員さんの研修でありますとか、また、広く虐待を啓発して、子ども虐待の意識を市民全体で高めていくという意味でフォーラムなどを実施して、虐待の発生予防に寄与してきたというふうに考えております。

3点目は、母子家庭の日常生活支援事業の未執行ということ、それから、あわせて母子自立支援員の設置が関係あるのかどうかというご質問でございますが、まず、母子自立支援員でございますが、母子及び寡婦福祉法の改正によりまして、平成15年4月より市に母子自立支援員の設置が義務づけられております。母子自立支援員の役割といたしまして、母子・寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、母子・寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うというふうになっております。この母子自立支援員の配置と、また、母子家庭等日常生活支援事業の未執行というところにつきましては、関係はございません。

母子家庭日常生活支援事業につきましては、ひとり親家庭に対して家事の援助を行うために、家庭生活支援員、ヘルパーを派遣するものでありまして、これにつきましては、大阪府も大阪府母子・寡婦福祉連合会に委託をしております。現在のところ相談がありましたら母子自立相談員への相談を通しまして連合会の方に依頼をしております。

平成16年、17年にわたりまして、この事業を実施することができないままですけれども、府下各市、制度化しても、まだ実際にはなかなか動いていないというような状況などもありまして、いかに有効な制度としてつくっていくのかというところを検討中というところでございます。

平成18年度には、ひとり親家庭自立促進計画を策定するというところで現在策定中でございますが、この中で委員の皆様方にもいろいろな議論をお願いしながら、有効な事業として行っていきたいというふうに考えております。

次に、乳幼児医療助成の制度についてでございますが、平成16年の11月から1歳年齢を引き上げたという制度変更がありながら、実際には助成額が減少している、このことをどう見ていくのかというご質問でございました。これにつきましては、同じ平成16年の11月より、一部自己負担額が導入されておまして、ほぼこの一部自己負担額と一歳年齢を上げた額とが一致しているような状況でございます。ですから、平成16年度と17年度の助成額を比べましたときに、ほとんど差がないというような状況になっております。

平成15年度の額と比較いたしますと、一部自己負担額が全くない時の状態との比較でございますので、それと、また一歳年齢を引き上げたことによる助成額の増とあわせると、大体、前回の定例会でも申し上げさせていただきましてとおり、一歳引き上げる形で2,700万円ぐらいの医療費に対する助成額の増が見込まれるというふうに考えております。

少子化対策として、就学前までの検討をというお話がございましたけれども、本市の財政状況からもいろいろな形で負

担も大きくなることも考え合わせまして、先日の定例会でもご答弁させていただきましたとおり、今後また、その負担と、それから少子化対策として子どもを安心して生み、育てていくというところからどう考えていくのかというところとあわせまして、今後また研究、検討ということでさせていただきたいというふうに考えております。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 丁寧なご答弁ありがとうございます。地域福祉計画、よくわかりました。これからの取り組みをしっかりとやっていただきたいと思います。ホームレスも府の事業ということですが、やっぱり市の方としても気をつけていただきたい分野でもありますので、よろしくをお願いします。

肢体不自由児者父母の会への負担の話もよくわかりました。障害者福祉金も移行していくということですから、結構です。エスカレーターもわかりました。あと、これは障害者の店の分ですね、オーケーです。

CSWの事業につきましては、試行段階ということではあるんですけれども、市役所の職員さんがやっておられるので、経費としては入ってこないということなんですけれども、確かに、こういったものは、つくるようにということで地域支援というのがいかに重要かということですので、しっかりやっていっていただきたいと思います。

保健師さんの話で健康推進課から会議とか心の健康相談、いろんなご答弁いただきましたけれども、なかなかこの精神疾患の方というのは家から出られない方が非常に多いとお聞きしています。私の娘ができたときも保健師さんに来てもらって、いろんな相談を受けてもらったんで

すけれども、その10数年前の当時ですけれども、拒食症とか過食症とか、こういった精神疾患の方だけでも本当にたくさんの方がいらして、保健師さんの手が回らないということをお聞きしていますので、なかなか外へ出てこれない精神疾患のところへの訪問活動というのを、ぜひともまた力を入れていただきたいと思います。

それから、認知症の話もよくわかりました。本当に電話かけるだけでも大分違うと思いますので、よろしくをお願いします。

障害者手帳、市民税の課税世帯が省かれたということですので、これは仕方がないのかなというか、よくわかりました。

保育所の問題は、保育環境の向上という点でも、せつつ保育園の方は新しい園舎になっていいんだと思うんですけど、市内全体の保育環境の向上も、どういふふうに見ておられるのかなと。職員の不補充ずっと臨職というか、正規でない方が今、保育所の職員さんふえているというふうにも聞いていますので、この辺を公の保育所としては、やっぱり公的な保育責任、保育所の設置責任というか、これをどういふふうに見ているのか、できればもう一度お答え願えればと思います。

それから、児童虐待の方もわかりました。

母子自立支援の方の設置の話、これ義務づけられてつくったというような形も今ありましたけれども、情報提供という意味では、パートを探しておられる母子のお母さん方、何か要するにお助けするというところから、この市庁内の連携というか、求職活動の連携等もしっかりとってもらって、それこそ私、市民ルームのそばにおりますんで、市民ルームの毎週の求職情報なんかは結構お母さ

ん方が見にこられてしてはるのをお見受けしますので、この間、市庁舎の方のあそこにも求職情報あるのに、真っ暗けで意味あるのかという話ちょっとしましたら、早速電気つけていただいたということもあったりするんで、やっぱり求職情報というのはスピードというか、すぐに行かないと、というところがありますので、この辺もあわせてしっかりやっていただきたいと思います。

あと、その後の派遣の方は家事支援ということなんですけど、これも、だから皆さん、こういうことがほんまにお困りのときにできるということを知らないと思うんで、こういうのも知らせていただくようお願いしたいと思います。

それから、乳幼児の医療助成については、一部の自己負担で吸収されたという形になりますけども、先ほど私も言いましたように、年齢を同じ上げるのも、乳幼児を上げるのと五、六歳の子どもさんに対象を引き上げるのとでは、ほんまに予算規模というか、対象が非常に少なくなるというのが、ほかの実施してはる自治体の計算からも出てきてますので、ぜひ研究していただきたいと思います。

それから、生活保護の方ですけれども、職員がふやしていただいて、件数がふえていることに対して、一人当たりの件数を減らせるように努力していただいているのは聞いているんですけども、なかなか忙しいと、その保護のケースがきちんと把握できるかということが問題になってくると思います。

九州の裁判で、辞退届を書いて、もう調査せずに打ち切って裁判に負けたというようなあれがありましたけれども、そういったことがないように、実態に合わせたというか、当然、不正受給なんかはないような、しっかりとした運営をして

いただきたいと思いますと思うんですが、私もいろいろ相談活動なんかさせてもらいますと、保護の制度自体、余り皆さんきちんと把握してられないという方が多いのでね。

例えば、稼働年齢で、ちょっとでも仕事ができたら保護は受けられないとか、収入がそれこそほとんどなくても、そんなふうにはる方も非常に多いですから、最後のセーフティーネットとして、国民の権利として保護も受けられるんだということもお知らせいただきたいと思います。

それから、高齢者への訪問指導と母子の訪問指導ですけども、これも希望がなかったということなんですけども、やっぱり知らせるといって、知らない方が多いんじゃないかと思えますし、ハイリスクの妊婦さんというのは、保健師さんというよりはお医者さんから知らせてもらえるというか、何かそんな情報というか、できないものかと思うんですけども、やっぱり産科のお医者さんが一番その妊婦さんの状態とかいうのがよくおわかりになると思うので、ちょっと工夫をしていただければどうかなと思います。

それから、環境調査の分なんですけども、管轄がありますからそれは仕方がないにしても、私が知らないだけかもしれないんですけど、簡易測定を空気なんかでもやっておられるということなんですけど、この結果なんかは定期的にお知らせいただいているのかどうか、ちょっとまたお聞かせ願えればと思います。

それから、最後の地域ネット事業というか、府の事業との産業振興の話なんですけれども、最後に紹介していただいたのが、結構、他市の事業が非常に多いように思いますので、この辺の関係なんかもお聞かせ願えたらと思います。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 生活保護に関することですが、生活保護のケースワーカーの配置基準につきましては、ケースワーカー一人当たり80世帯というのが一つの基準として国の方から提示されているわけですが、先ほど申し上げましたように、年々その被保護世帯が増加をしてきておりました、こういう中で適切な保護実施をするという観点から、平成16年度に、当時それまで5名体制でございましたが、6名に、いわゆる1名増をいたしまして、6名、さらに本年4月からまた1名増をいたしまして、現有7名という形で対応いたしております。

ただし、現段階で約700世帯ぐらいの被保護世帯数に増加をしてきておりますので、引き続き来年度以降についても、適切な保護の実施ができるようにワーカーの体制を整備をしていきたいというふうに考えております。

○上村委員長 池上参事。

○池上環境対策課参事 環境調査の簡易測定の結果を市民にどう周知させているかという質問についてお答えさせていただきます。

環境調査の結果については、広報紙、まず環境特集号、年2回発行してるんですけど、その環境特集号と、また、環境白書の内容を、こういった環境白書なんですけども、それもホームページの方で掲載させていただきます。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 正規の職員の退職に対する不補充と公的な保育責任に対してというご質問でございましたけれども、現在、保育所の正規職員は、退職してもこのところ何年間かは不補充のまま来ております。ただ、平成15年度と比べましたら、平成17年度につきまし

ては、少し割合が正規の職員対臨時職員という割合が正規職員の方の割合が高くなってきているという事実はございます。やはり保育を一貫して進めていくという意味でも、継続した雇用によって責任を持って保育を進めていくという、そういうことで考えましても、正規の職員で保育を担っていくというのは、もちろん望ましい形ではございますし、責任を持ってやっていくということでございますけれども、やはり経済的な状況等を考え合わせまして、どこで、どこまで、ぎりぎりのところでやっていくかということ現場との間でも、あるいは保護者の皆さんとの間でも、いろいろな話を重ねながら検討してきているところでございます。

平成19年度につきましては、新規職員の募集もいたしておりますので、また正規の職員ということで保育を担っていくのではないかとこのように考えております。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 地域就労支援ネットワーク事業にかかわります他市に比べまして本市の事業がちょっと小さいのではないかとご質問なんですけども、この地域ネットの共同事業は、例年、ネットワーク会議が6月ごろに開催され、各市がどの事業をやるか協議をしておるところでございます。

本市は、ここ数年、労働セミナーを担当しております。これは、講師謝礼が大阪府持ちで、会場借上げ料を公共施設を使った場合、100%減免されるということから、予算執行が発生しておりません。他市が行っております事業は、バス借上げ料、それからパソコンの借上げ料等、かなりの予算執行が伴うもの、また、各市が備えます公共施設の器、ま

た職員の数等、大変負担が大きく、財政規模の大きい市が今現在、担当しておるところでございます。

ただ、今後、このような制限もございますが、他市との共催等を考えながら、本市でもこのセミナー以外に何とか他の事業ができないか、今後、他市との共同開催等を考えてまいりたいと思います。

○上村委員長 次、質問のある方、挙手願います。

村上委員。

○村上委員 おはようございます。

まず初めに、一般会計歳入決算書の方の92ページですけども、款2、総務費、項1、総務管理費、目7、都市交流費、節19、負担金、補助及び交付金というものがございます。この中で市外宿泊施設利用補助金というのがあるんですけども、この宿泊施設ということで、これ今、旧国名市町村ですかと提携してやっているということで、大人の方1,200円の補助と小学生が800円の補助ということでございます。これは、17年度事務報告書を見ますと、この活用されているというのが57件の413名ということでございましたけども、この過去3年間の数字がわかれば、教えていただければなというふうに思います。

続きまして、2番目なんですけども、同じ決算書の109ページでございます。款2、総務費、項3、戸籍住民基本台帳費、目1、戸籍住民基本台帳費、節13、委託料というものの中に、市民サービスコーナーの管理委託料というものがございます。この市民サービスコーナーというのは、住民票の写しだとか、また、印鑑登録証明だとか、また、年金の現況証明ですかね、いうものを発行しているということだと思っておりますけども、これ今、平成9年、モノレール南摂津駅のところ

に1か所ふえて、現在5か所ということに聞いておりますけども、それに際しまして、この摂津市の行財政改革、第3次新アクションプランのところに、統合等も含めて検討するということがこの20年度に決定しますよというふうに書いてあるんですけども、それについてちょっと考え方を、わかれば教えていただければというふうに思います。

続きまして、同じ決算書の168ページなんですけども、款5、農林水産業費、項1、農業費、目3、農業振興費、節13、委託料ということで、その中に市民農園設置委託料というのがあります。これも私ども昨年1回、ちょっと質問はさせていただいたんですけども、今、市内に7か所ですかね、あります。25団体と今貸し付けがされているということで事務報告が上がっているんですけども、ことしと去年、新規とか、また、解約されたものがあれば、ちょっと教えていただければというふうに思います。

続きまして、同じ決算書の123ページなんですけども、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費、節13、委託料というものがございます。この中に社会福祉事業運営委託料というのが、約2億7,700万円ということがあるんですけども、これは今回、障害者自立支援法ができてということで、今までの知的・身体とか、精神障害ですね、それぞれの法律でやっていたものが、今度は一体的に障害者の自立支援ということを目的につくられたということでございますけども、これについて何か今後、軽減措置等々考えておられるのであれば、ちょっと教えていただければというふうに思います。

続きまして、同じ決算書の125ページでございます。款3、民生費、項1、

社会福祉費、目1、社会福祉総務費、節19、負担金、補助及び交付金ということで、この社会福祉法人の介護特例補助金ということで、予算が572万1,000円で決算が約半額というふうに計上されているんですけども、その差異について内容についてお聞きしたいというふうに思います。

それと、同じ決算書の129ページのところで、款3、民生費、項1、社会福祉費、目2、老人福祉費、節19、負担金、補助及び交付金ということでございます。この中には、老人クラブ補助金というものが今回、平成17年度は約295万3,000円ということで、平成15年と対比しまして、若干ですけど9万円の減ということになりました。今この団体数と会員数というものがわかれば、教えていただければと思います。

それから、今度は決算概要に移りますけども、決算概要の65ページ、コミュニティソーシャルワーク事業、先ほどもちょっと質問をされましたけども、事務報告書の中で、相談件数が821件ありましたというふうに書いてありましたけども、先ほど一つがここで、三つが社協さんの方で、一つがあげばの福祉会さんの方ですかね、各校区でやられていると思うんですけども、その校区別の件数がわかれば、教えていただければというふうに思います。

それから、決算概要の74ページなんですけども、そこに育児支援家庭訪問事業というのがあります。これは新規ということなんですけども、この17年度の取り組みを振り返って、どういうふうに考えておられるのかというものをお聞きしたいというふうに思います。

それから、同じ決算概要の83ページに健康せつつ21推進事業というものが

あります。その中に健康づくり年間日程表作成等々のお金が上がっているということで、これに対しまして胃がんと大腸がんの検診ですね、今5か所でされているということなんですけども、その5か所別の受診者数がわかれば、教えていただければと思います。

もう一つ、決算概要の91ページのところで、ごみ減量対策事業、先ほどもちょっとありました。このごみ減量に対しまして、ことしの広報6月号ですかね、市民の意識調査というものが発表されて、前回の平成12年度の意識調査よりも2.1%上がりましたということで、市民の方が、このごみ減量に関しまして意識がかなり上がっているのかなと私は思っているんですけども、そこで、その中でチップ処理機借上料というのがございます。今、このチップの活用をどういうふうにされているのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、決算概要の100ページ、先ほど日本労働者信用基金協会の債務保証料補助事業というのがありましたけども、これは執行率がゼロということで先ほどご説明等々がありました。この周知の徹底方法ですね、今、年間1回か、広報か何かで事業を、毎年ちょっとずれて市民の方に周知をされているというふうにお聞きしたんですけども、先ほどご答弁ありました周知の徹底方法というものをどういうふうに考えておられるのか、これをお聞きしたいというふうに思います。

○上村委員長 暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午後 1時 再開)

○上村委員長 それでは、再開します。

答弁を求めます。

大場次長。

○大場生活環境部次長 市外宿泊施設の過去3年間の数字ということでございますが、14年度では、助成額、決算額では92万6,400円、利用人数でいきますと667名でございます。件数が106件となっております。15年度では、助成額46万7,920円、人数が433名、件数74件でございます。16年度につきましては、補助額45万6,320円、利用人数427名、件数69件でございます。

○上村委員長 村江課長。

○村江市民課長 市民サービスコーナーについて市民課として検討していることではありますが、5か所の市民サービスコーナーは、各方面からの要望の中で設置されてきたものであり、私どもの検討の第一は、各地域にありますので、これまでも市民課以外の業務について、例えばはり灸マッサージ助成券の交付などのように、拡充していくことでございます。

第二に、月曜日から土曜日の午前中にかけて開業しておりますが、これを経費的に見直すため、比較的来庁の少ないサービスコーナー、曜日または時間帯について、1人で運用できないかを検討してまいります。これには、もちろん市民課だけの意見ではなく、現場の職員の意見も踏まえ、総意でこれからのことについて改善していきたいというふうに思っております。

○上村委員長 紀田参事。

○紀田生活環境部参事 チップ化処理の活用についてということでご質問いただいておりますが、このチップ化につきましては、平成16年、17年度と一応試行を行うということで、1か月間そのチップ化機械のリースを受けまして処理いたしております。おおむね各年度100トン程度のチップ化を行っております。

16年度につきましては、主に公共施設、公園であるとか、それ以外のプランター等の利用をいただくということで活用しております。

17年度につきましては、公共施設と、あと自治会の会員さん等に対して、会員さんがそのプランターをされておられる場合に提供したり、それ以外の自治会で管理されておられる集会所周辺の防除用ということで、自治会に配付というようなことで活用しております。

平成18年度からは、試行をあげまして本格稼働するというところで機械を導入しております。5月に導入しておりますが、この間、おおむね120トン程度の処理をしております。普及、せっかくつくったやつが利用されなくて眠っているということも問題になりますので、できるだけ利用を見込める範囲でチップ化処理をしていくというような方針で、当面300トン为目标ということで取り組んできたんですが、若干まだ半分以下という現況でございます。

あと、さらに活用方策といたしましては、自治会にも幅広く、今後、利用いただくということにあわせて、学校給食の残菜であるとか、それとチップと、あとEM菌等を混合しながら、堆肥化できないかというような試行も行ったしておりますが、そういった利用の拡大についても工夫しながら処理してまいりたいというふうに考えております。

○上村委員長 中井参事。

○中井産業振興課参事 市民農園のご質問にお答えします。

16年度末に鳥飼八防一丁目の市民農園の中の1団体から、貸付面積652平米の返還がありました。これを以前から貸し付けの要望があった3自治会と以前に面積を減らされてふやしてほしいと要

望のあった1団体、4分割を行いまして、貸し付けを行ったところでございます。

平成16年と平成17年度を比較しますと、貸付面積は5,831平米と変わらず、貸し付け団体数は平成16年22団体、平成17年25団体でございます。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 社会福祉法人介護特例補助金の予算と決算との差ということについてお答えいたします。

この事業につきましては、介護サービスの低所得者の利用者負担額の軽減策の一つとして実施しておるものでございまして、当初予算で122万1,000円を計上させていただいております。それで、補正で450万を計上させていただきました。

その中身につきましては、当初予算で計上いたしましたのは、従来から実施している制度ということで、社会福祉法人が、生活が困窮された利用者の方の負担軽減を図るという趣旨で利用料の2分の1の減額を実施された法人に対しまして、その軽減前の額と軽減した額を比較しまして、軽減額が総収入額の1%を超える場合に公費で補助を行うというようなものになっております。これにつきまして、当初、減額の適用対象者を最大限に見込みまして、施設利用の方の補助については10人分、68万4,000円、居宅サービスの利用分については、25人分、53万7,000円、計122万1,000円ということで当初予算を計上させていただきました。

その後、平成17年の10月から介護保険制度の一部改正がございまして、新たに施設の居住費、食費等が保険給付の対象外になったということで、特別養護老人ホームのユニット型個室、これについては従来から別の負担が必要だったわ

けなんです、介護報酬の減額により、法人施設側が収入減ということになりますので、低所得の方にその収入減の負担を転嫁しないよということで、ことし4月に、さらに介護報酬の改定が行われるまでの間、昨年10月からことし3月までの暫定措置として、施設を運営する法人に対しまして、非課税世帯の利用者の方一人について月額3万円を限度に補助を行うという特例措置が実施されたものです。

これにつきましては、年度途中からの制度ということであり、また、社会福祉法人への補助ということでもありますので、同じ予算事業で執行するのが適切ということで、その時点で見込みを立てまして、既に入所されている対象の方19人の6か月分に加えて、近隣に新たなこのユニット型の施設が整備されるという情報がありましたので、そこに摂津の市民の方、入所される場合もあるということで、新規の対象者25人分の3か月分を加算して見込んで450万円の増額補正を行ったものでございます。

しかしながら、結果といたしましては、生活困窮者への軽減に対する補助については、かなり当初の見込みよりも下回りました、結果的に上半期で3名の方、下半期で1名の方の軽減だけであり、軽減額が1%枠を超えませんでしたので、公費による補助の対象外ということで、その部分については執行がゼロと。

それから、特養のユニット型個室に関する特例措置については、新規見込んでいた分はございませんで、従来から入所されている方18名が対象ということで、3施設に対して1か月最大2万3,000円を補助し、217万5,270円の執行ということになりました。これにつきましては、3月年度末に各法人から実

績をいただき、それに基づいて年度末に執行するというので、その間ちょっと減額の補正等ができなかったために不用額が生じてしまったということでございます。

○上村委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 胃がん、大腸がんの実施場所別受診者数についてでございますが、平成17年度、4月4日の安威川公民館が32名、5月2日、保健センターが31名、7月1日、保健センターが28名、8月1日、鳥飼西小学校が33名、2月10日、保健センターが36名、加えまして11月13日は健康まつりの日に実施しておりますが、このときが82名、平成17年度は6回ということで実施いたしました。平成18年度が5回の予定で、4月12日、安威川公民館が46名、保健センターが46名、第五中学校が38名というのが去年からことしにかけての現状でございます。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 それでは、高齢者障害者福祉課に係る分についてご答弁を申し上げます。

決算書123ページの社会福祉事業運営委託料についてでございますが、これは社会福祉法人摂津市社会福祉事業団の事業に対する運営委託料でございます。

障害者自立支援法に基づく事業といたしましては、ふれあいの里の知的障害者の更生施設はばたき園、知的障害者の授産施設ひびき園、それから、身体障害者福祉センターの障害者デイサービス、それから鳥飼下の障害児童センターの従前からめばえ園事業ということで、障害児の通園事業として取り組まれておりました障害児のデイサービスが障害者自立支援法に基づく事業という形になっております。

また、ことし10月から同じ障害児童センターの知的障害児通園施設つくし園の事業につきましても、根拠法令は引き続き児童福祉法でございますが、今までの措置制度から施設との契約による利用制度に移行いたしまして、原則1割、定率1割の利用者負担制度が導入されております。

利用者負担等に対する軽減措置といたしましては、市立ひびき園、はばたき園におきましては社会福祉法人減免を適用させていただきまして、そうすることによりまして、いわゆる低所得1、低所得2と言われる階層におきましては、その施設の利用に限りまして、本来、低所得1につきましては1万2,300円、低所得2につきましては2万4,600円が1か月の負担上限額になりますが、社会福祉減免を適用することによりまして、月額7,500円が上限とさせていただいております。

また、障害児童センターの児童デイサービス事業につきましても、低所得の方につきましては利用料の軽減措置を行っております。

また、10月からつくし園の方で原則1割の定率負担が導入されたわけでございますが、1割負担となりますと利用者負担が非常に大きくなるということで、現在、その軽減措置についても検討いたしております。

続きまして、老人クラブの補助金でございますが、団体数と会員数ということで、17年度におきましては59クラブ、3,742人となっております。また、18年度におきましても59クラブ、3,702人という形になっております。

続きまして、コミュニティソーシャルワークの相談件数についてでございますが、事務報告の方で821件という件数

を上げさせていただいております。

先ほどもご答弁申し上げましたように、17年度につきましては、一中校区で試行的な事業ということでございまして、その職員が一応、二中から五中校区につきましては、いわゆるCSWの事業として認められるといたしますか、CSWの事業として確認できる相談件数といたしまして、二中校区が47件、三中校区が26件、四中校区19件、五中校区22件、その他707件が一中校区ということでございますが、これは一中校区の事業と、それから担当の職員がケースワーカーという業務をやっておりますので、身体、知的、精神の3障害、あるいは高齢の部分につきましても、ケースワーク業務や、その他さまざまな事業にかかわっておりますので、そういった中での相談件数も入っております。

また、18年度の4月から9月までにつきましては、現在のところ全体で718件、二中校区につきましては113件、三中校区が41件、四中校区40件、五中校区が59件、一中校区が465件となっております。一中校区が多いのは、今言ったような状況が引き続き続いているということでございます。

また、この相談件数につきましては、いわゆる個別ケースの相談にとどまらず、例えば、リハサロンの運営に対する相談支援とか、リハサロンのニュースとか通信の作成の相談支援、あるいは地域での取り組みの、行事とかの取り組みの相談支援、それから民生委員さん等が抱えておられるケースに対する助言等も含めました件数ということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○上村委員長 稲村課長。
○稲村こども育成課長 育児支援家庭訪問事業についてでございますが、この事

業は、養育の困難な家庭で支援の必要性があると判断したご家庭に対して、子育て経験者などによる育児家庭の援助、あるいは保健師等による専門職によりまして具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業というふうになっております。

本市におきましては、家庭児童相談室を中核機関といたしまして、関係機関などから情報収集したり、あるいはいろいろな相談に対応することによりまして、困難な家庭に対して必要性を判断いたしまして訪問を行ってきております。

訪問支援者なんですけれども、子育てアドバイザー養成講座というのを5回連続講座で行いまして、そこで大阪府の「子ども家庭サポーター養成講座」などを受講された方ですとか、あるいは市内でいろいろな子育てにかかわっておられる方ですとか、今までご自分で子育てを経験してこられた方ですとか、そういった方々に講座を受けていただきまして、その中から子育てアドバイザーとして登録をしていただき、必要なご家庭に育児家事援助という形で訪問をしていただいております。

そのほかに、家庭児童相談室におります臨床心理士の方で、必要なご家庭に対しては家庭訪問をして、子育てアドバイザーの方に必要なこともお伝えしながら、調整を図っていくというようなことも行っております。

子育てアドバイザーは、現在15名おりまして、年間132回、訪問を行っております。臨床心理士の方は、訪問の延べ件数が71回ということになっておりまして、合わせて203件分、家庭児童相談室の方で訪問を行っております。

訪問実家庭数につきましては、子育てアドバイザーと臨床心理士で10か所に

行っておりますので、平均いたしますと、少ない回数で終わられるご家庭もございますが、平均しますと20回ほど行っているという形になっております。

それから、育児支援家庭訪問事業自体につきましては、健康推進課の保健師、助産師の方で行っている事業も含めております。そちらの方といたしましては、専門的な家庭訪問支援ということで、保健師、助産師によりまして、年間671件、それから訪問実家庭数といたしましては417件、一件当たり、平均いたしますと2回、訪問というような形になっております。

具体的には、子どもをたたいてしまうというようなお母さんの訴えですとか、あるいはうつ状態、育児ノイローゼの方など、そういうような方のご家庭に行かせていただいて、忙しい時間でストレスがたまりやすいような時間帯に限って援助を行わせてもらったり、あるいはいろいろな気持ちを聞かせていただきながら、具体的に子どもにもこんなふうに対応していくということを伝えていくというようなことの中で、ご家庭が落ちついてきているというような効果もあらわれてきております。

ただ、課題といたしましては、この養成講座で現在15名の方に登録していただいているわけなんですけれども、だんだんと必要なご家庭もふえてくるということもございますし、お一人でいろいろな困難な家庭を受け持たれるということが難しいというような面もございますので、今後、支援員さんの確保ということが課題になってくると考えております。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 日本労働者信用基金協会債務保証料の補助にかかわります制度の周知についてでございますが、当

初この制度は、融資を受けにくい労働組合が組織されていない事業所の労働者が対象でありましたが、現在はその対象が広くなり、労働者全般の利用が可能になっております。また、さまざまな金融機関が、さまざまな商品を取りそろえる中、この制度は労働金庫からの融資が対象となりますので、労働金庫の商品として労働金庫融資担当者による周知が主になると思っております。

今後は、労働金庫側が他の商品より有利な融資として、どのように周知していくのか、その方法を協議してまいりたいと思います。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 2回目の質問、要望をさせていただきたいというふうに思っています。

まず、1点目の市外宿泊施設利用補助金の件なんですけれども、お聞きすると平成14年には667人であって、まだ15年、16年、そしてこの17年と、ほぼ数字的には落ちついているというような形が見えるのかなというふうには思っているんですけれども、これも今、この補助というのが大人の方と小学生の方に限るという形になってるかと思うんですけれども、今後、少子化対策というんですか、の一部として、小学生未満、乳幼児の方への補助も拡大にならないのかなというふうには思っているんですけれども、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、2点目なんですけれども、市民サービスコーナーの件なんですけれども、今、拡充のお話がありました。これ今、平日と土曜日、午前中にやっておられると思うんですけれども、例えば、茨木市さんの方では、土曜日は受け付けだけされて、まだ日曜日は受け付けと交付、住民票とか印鑑登録がされているというこ

とで、市内どこかに行けば、一週間七日間のうちで取得ができるという体制をとっておられるということもありますんで、その辺で、財政等々との絡みもあろうかと思うんですけども、その辺で再度、そういう業務時間、業務日の曜日の拡充について、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

それから、市民農園の件なんですけども、先ほど平成16年度末で3団体さんが新たに貸し付けされましたということであるんですけども、これ再度、今、団体でしか貸し付けできないような制度になっているかと思うんですけども、その辺で、要は個人貸し付けについて、再度、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

私もちょっとお聞きするところですね、自分で農業やりたいんですと。やりたいんだけど、個人ではできないような今は形になってますんで、その辺で、今、登録されている団体さんとか、自治会長さんとかにお話をしにいくと、その会長さんが、自治会としては考えてませんという形で何か言われたということで、どうしても地方から出てこられた方ということで農業に親しみたいという方がおられましたので、その辺で個人貸し付けについて、今後、拡充をしていただくような方向で、検討していただきたいというふうに思いますんで、これは要望させていただきますんで、よろしく願いいたします。

次に、社会福祉事業運営委託料の件なんですけども、これ今、何らかの形で利用者負担等の軽減を検討しておられるというお話もございました。1万2,000円とか2万4,000円の上限額を7,500円に抑えるというようなお話もございました。こういう形で、ほんとに利

用されている方々にとっては、よりよい方向というんですかね、利用しやすいような形での制度となるようにご検討お願いしたいというふうに思います。

それから、社会福祉法人介護特例補助金の予算と決算額の差異についてということでもございました。当初予算があって補正をされて、決算があったんですけど、その補正をしていたときの予想というのはちょっと今回下がりましたと。上期が3人で下半期が1名ですか、いう形であったんですけども、これも広報せつ等々で市民周知いうんですかね、していただいて、皆さん、より活用いうんですかね、いう形で市民の周知を、またお願いしたいというふうに思います。

それと、老人クラブの件なんですけども、今59団体で3,742名ですかね、いう形でご答弁がありました。今後、これ高齢化というか、この団塊世代の方が退職されて、今後、老人クラブに入る対象の年齢の方がどんどんふえていくというような社会状況になっているかと思しますので、その辺で、この老人クラブの、より多様な活動ができるような形で補助金の考えをしていただいて、また、入会の促進をしていただければと、そういうふうに思います。これもまた要望させていただきますんで、よろしく願いいたします。

それから、コミュニティソーシャルワーカーの件なんですけども、件数をお聞きしますと、この平成18年度は、既にもうこの17年度を上回っているということでもございましたけども、今後この、また先ほどの話じゃないですけども、高齢化等々進んでくると思いますし、ただ、そういう形で今後の人員を含めた、業務の考え方について、再度お聞きしたいというふうに思いますんで、よろしく願い

します。

それから、育児支援家庭訪問事業の件なんですけども、合計203回訪問されて、平均1か所当たり20回行っておられるという形なんですけども、これ、訪問されてるのが時間内であったり、あと時間外、例えば土曜日、日曜日についても、どうされているのかと、その今後の考えがあれば、お聞きしたいというふうに思います。

それから、健康せつつ21推進事業の件なんですけども、場所別受診件数、そんな大きな差はないのかなというふうに思っています。鳥飼方面について言えば、8月に実施されたということで、これ、学校、ことしは五中で、その前が西小だったんですかね、いう形だったんですけども、例えば、ある方がですね、学校でクラブをされているというようなことで、ちょっと行きづらいような雰囲気もなきにしもあらずというようなこともお聞きしました。

例えば、公民館を活用されるとか、いう形での、今後そういうお考えはないのかということをお聞きしたいというふうに思います。

ごみ減量対策の件なんですけども、先ほどご答弁の中で、公共施設等々にも使用されているというお話を聞きました。具体的にもう一度、公共施設のどこにお使いをされているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○上村委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 それでは、市外宿泊施設の小学生未満といえますか、幼児への拡大についてでございますが、この市外宿泊施設の補助につきましては、自然に触れる機会を提供するということが親子のふれあい、健康づくりやレクリエーションの活動を促進することを目的

として、現在5市4町に利用提携を結んで、施設利用者に対して宿泊費の一部補助を行っているところでございます。

それで、17年度の各施設の大人と子どもというんですかの利用状況で言いますと、413名の中で大人が338名、約8割と、子どもの場合、これは小学生になるんですけども、2割の75名という利用状況となっております。

ご提案いただいております小学生未満への助成の拡大については、当然その小学生未満のお子さんと一緒に宿泊される場合もあろうかと思いますが、一度、各施設で何歳までの宿泊料金というんですか、そういう料金を取られておるのか、また、幼児まで拡大することで、どのぐらいの人数になるのかとか、また、その補助額も当然、増額にもなろうかと思えます。本市の厳しい財政状況でもありますし、また、市民のレジャーに対する考え方も多様化しておりますので、その宿泊施設を利用する市民へ助成することについて、一定、行政としても一定限度があろうかなというふうに考えておりますので、ちょっと厳しいかなというふうに考えております。

○上村委員長 紀田参事。

○紀田生活環境部参事 チップ化したものをまいてる公共施設の具体的な場所ということでご質問いただいたんですが、具体的には、せつつ幼稚園の横にございます三島公園ですね、そちらに平成17年度、まかせていただいております。それと、17年度につきましては、環境センターの入り口部分に、旧国名の記念碑の建っている、そこが結構、草がどんどんどんどんヘデラが出てきて歩けない状況になっておりましたので、そこを通路として改善するというので、そこにもまかせていただいております。それ以外

につきましては、最近ですと、南摂津駅の駅前広場であったり、あと、学校で言いますと、千里丘小学校、べふ幼稚園、せつつ幼稚園、それ以外に新在家の自治会館の横の広場にまかせていただいたりというようなことで、ご要望があれば、市民さん個人で、なかなかトラックを持ってないという場合は、トラックで一応積み下ろしさせていただくというような形で協力させていただきながら普及に努めていっております。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 コミュニティソーシャルワーカーの今後の取り組みについてでございますが、現在取り組んでおります各校区におけますリハサロンやキッズサロンの運営に対する支援、それから地域におけます要援護者の相談から適切なサービスの利用や機関へのつなぎ、こうした業務を引き続き実施していくのはもちろんでございますが、ご指摘のように、今後ますます高齢者人口がふえていくということを見据えまして、今後の地域福祉の課題といたしまして、18年度につきましては、まず団塊の世代の方を地域福祉の活動に参加していただけるようなボランティアの養成講座、それから認知症の予防の取り組み、それから、現在、介護保険課、健康推進課、それと私も高齢者障害者福祉課で取り組んでおります高齢者虐待防止のネットワークづくりへの参加協力など、こういった取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○上村委員長 村江課長。

○村江市民課長 平成17年度、市民サービスコーナーの土曜日の取り扱い件数でございますが、2,334件で、サービスコーナー全体の分では全体の取り扱い件数比では5.8%になっております。

仮に、土曜日、月曜日から日曜日まで開業とすれば、情報政策課のホストコンピュータの保守点検の関係がありますので、当面、曜日については現行のままで運営したいと思っております。

○上村委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 胃がん、大腸がん検診の公民館の利用についてでございますが、過去には平成13年まで味生公民館に行かせていただいたりもしてありました。

ところが、平成14年度からなんですが、この胃がん、大腸がん検診のバスが大型化いたしまして、重量があるのと、それから大きさが大きいということで、味生公民館の角を曲がれないということがございましたり、それから道路上でというわけにいきませんので、敷地の中へ入れさせていただくんですが、重量があるので、タイルとか、コンクリートとか、そのあたりがもたないというようなお話があったりいたしまして、平成14年度には味生体育館を使わせていただいた経緯もございます。

ところが、味生体育館の方は、今度のご近所からエンジン音がうるさいというような苦情が出たというようなこともございまして、現在は公民館としては安威川公民館をお願いをしております。

鳥飼西小学校が、やはり正門の方からだと入りませんもので、裏の運動場の方から入れさせていただいているというのが現状でしたんですが、それで少し今のようなご意見が出たかとも思います。

今年度は、鳥飼西小学校の改修工事のために第五中学校にお願いしてご協力を得たんですが、第五中学校の方は、門から入ってすぐのところに対応していただけることができましたので、今年度は多分そのような苦情はなかったのではない

かなとも思っております。

今後についてでございますが、今申し上げたように大きさ、それから重量等々制限がございますので、できるだけ設置しやすい場所で、市民の方が暑くない、寒くないというような、雨が降っても何とかその場所で気持ちよく受診していただけるというような場所を考慮して、どこへ出かけていくかを決めていきたいと思っております。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 育児支援家庭訪問事業の時間外と土日の対応ということでございますが、子育てアドバイザーさんは基本的にボランティア活動というふうな形でございますので、その方が提供できる時間を提供していただくという形になっております。ご家庭によりましては、夕方の時間帯が必要だとか、あるいは朝の時間帯が必要だとか、そのご家庭によりまして支援の必要な時間帯が変わってまいりますので、それに対応していただけるアドバイザーさんに行ってくださいという形をとっております。ですから、8時45分から5時15分の間とか、一般の職員の勤務時間内というような形ではございません。

ただ、そういう時間帯に行ってくださいましたときに、もし何か相談されたいことですか、何かあったときの対応のためには、必ず職員と連絡がとれるというような体制にはなっております。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 まず1点目なんですけど、宿泊施設の補助金のことなんですけども、これも幼稚園いうんですかね、幼児の方も、これが少子化と言われつつありますけども、まだまだおられますし、また、親子でどっかに行きたいというような形の促進にもなろうかと思っておりますので、そ

の辺で、また乳幼児の方への拡充もできるような形で、ちょっとご検討をお願いしたいなというふうに思います。

それと、市民サービスコーナーの件なんですけども、やっぱり今どうしても共働きの方がかなりふえてきているというふうな形で、どうしても平日、もしくは土曜日、ちょっと時間的にしんどいという方もおられるようにも聞いておりますので、その辺で、できたら日曜日ですね、午前中だけとかいう形で、もうちょっと拡充をしていただければなど、そういうふうに思いますんで、要望だけさせていただきます。よろしく願いいたします。

コミュニティソーシャルワーク事業の件なんですけども、今後、先ほども言いましたが高齢者等ふえてきますということで、相談件数もかなりふえてくるんじゃないかなというふうに思いますんで、この辺の人員、また、その業務の内容ですね、その時々に対応したような形で対応できるようなことで、今後、検討をお願いしたいというふうに思いますんで、よろしく願いいたします。

育児支援家庭訪問事業の件なんですけども、これも育児の件については、さまざまな内容なり時間なりが、やっぱり相談したいという方がおられるというふうに思います。ここ数年で、そういう方々が急にふえてきているというような社会状況等々も聞いておりますんで、その辺で対応できるような形で今、このアドバイザーが15名ですか、いうことも、この辺も拡充もしていかなければいけないというようなこともあろうかと思っておりますんで、その辺も登録の方々の人数も含めて、また、さまざまな時間に対応できるような形での体制づくりをお願いしたいというふうに思います。

この健康せつつ21推進事業の件で、

大腸がん検診の件なんですけども、先ほど言いましたように、学校ではという方もちょっとおられましたので、ちょっと場所的に、要は、その検診の前後で要はクーラーがきくというか、この8月、特に暑かろうと思いますんで、その辺の場所もちょっと考慮していただきながら、今後の来年の19年度ですね、場所選定をお願いしたいというふうに思います。

ごみ減量対策事業の件なんですけども、先ほどご答弁がありました。例えば、このチップしたものを伊丹市だったですかね、公園のすべり台の下に敷くとか、あと遊具の下に敷いて、要はクッションのかわりにするとかという形で何か対応されているというようなこととか、あと、公園は遠方から見ると、もう土一色ではなくて、ところどころにちょっと穴を掘ってそういうチップを埋めて、カラー化いうんですかね、色をつけるというんですか、そういうような公園の環境整備にもしておられるようなことも聞いておりますので、そういう形での利用もあるのかなということで、今後の使い方ですね、今、年間300トンですかね、いう形での処理も、かなり要るかと思いますんで、その辺の利用の方法をさまざまな対応を考えていただいて、今後お願いしたいというふうに思います。

○上村委員長 村上委員の質問が終わりました。

渡辺委員。

○渡辺委員 久しぶりの民生の常任委員会でございます。非常にふなれでございますんで、話が前後したり、それからほかの委員さんが発言された内容と重なる面もあると思いますけど、その点ご容赦お願いしたいと思います。

まず、決算書の45ページなんですけど、国民年金の事務委託金についてです

けど、先日、私、日曜日でしたかね、テレビの番組で、支払われない年金ということで非常にこう、特集みたいな番組があったんですね。年金の支給される年齢になって、年金のその受け付けに行ったときに、あなた、この一定の期間未納の期間があるんで、現時点では支払うことはできないということで、そのようなことがあるということで、裁判なり、そういう事件が起きてるわけでございますが、そこで、その原因が何かということになりますと、過去において手書きで書いたことが、それがパソコンで入力という形とられたわけなんですけど、そのときに非常にその入力ミスとか、例えば「オダ」という名前の人が「コダ」になったり、全然架空の人物が作り上げられたり、また、本当に現時点で現存する方々が消えてしまったり、さまざまなその事務のミスが生じたということで、それで東京のどこの区か忘れたんですけど、30人の方に一応、実験じゃないけど、自分の年金はどうなってんのかということで、自分の住んでる区役所に行って、いろいろ手続の結果を聞いたら、そのうちの一人にやっぱり不備があったというね、テレビ番組でそういうことをやってたんですけど、ほとんどがですね、社会保険庁がその仕事をやるということで、今そういうことになっているらしいんですけど、委託料いただいとる限りは、市が行う年金の事務事業は、どういうことをやっておられるのか、また、国の社会保険事務所との連携はどうなっておるのか、ちょっとその点をお聞きしたいというふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

それから、あと、決算概要ですっとお話しさせていただきたいんですけど、概要の61ページ、民生児童委員協議会補助事業ですけど、非常に人手不足という

ふうにお聞きしました。この委員さんが各地区からなかなか選ばれないというような、そういう候補者があってもなかなか受けていただけないというようなことをお聞きしたんですけど、今後どういふふうに対応していかれるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、概要の63ページですけど、障害者雇用助成事業ですけど、今の現状どうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、概要の74ページの家庭児童相談室運営事業ですけど、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。

それから、概要の79ページ、生活保護費、先ほど山崎委員の方から生活保護者の推移とといいますか、この数年来の一つの動向を質問があったんですけど、急激にこの二、三年で18億ですか、非常に額がふえているということでございますが、社会情勢が何ぼ景気がよくなったといえども、まだ末端までそのことは行き届いてないし、また、この格差といいますかね、そういうこともあって、今後数年、増加傾向が続くというようなご答弁いただいたんですけど、ケースワーカーが、どのように対応されているのか、私が過去においてそのことで質問したことあるんですけど、非常にお若いケースワーカーが対応されてるということで、例えば、20代の方が、そういう生活保護者の方々をきちっと説得してね、納得させることができるのかという、私は不安を感じるわけでございまして、そういう面から、ケースワーカーの対応はどういふふうになっているのか、ちょっとそのこともお聞きしたいと思います。

それから、概要の100ページ、これ、先日の朝日新聞の記事なんですけど、島本町議会が、一応その一般会計の決算、

全会一致で不認定ということで、地域就労支援事業に非常に不適切な一つの処理がされとったということで、これ、記事が載ってるわけですけど、摂津市の就労支援はどのようになっているのか、この就労支援事業ですね、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、概要の90ページの、この魚腸骨処理対策協議会負担金ですね、これは一応、一定の金額出てるんですけど、ずっとこの金額で今までずっときたのか、また、減額なり増額になったのか、その内容はどのような内容なのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 福祉総務課にかかります2点のご質問でございますが、まず1点目の民生児童委員についてでございますが、現在、本市民生児童委員が129名、それから主任児童委員が12名、合計141名の定数枠で活動をお願いいたしているところでございますが、現在、このうち民生児童委員が2名、それから主任児童委員が1名、合計3名が欠員というような状態になっております。

それで、こういうような形で委嘱期間中に、実はさまざまな形で辞職される場合につきましては、補充につきましては基本的には民生委員推薦会からの推薦を経て府知事の方に進達をするという中で、いわゆる補充選考をさせていただいておるところでございますが、委員ご指摘のように、年々、民生児童委員の活動の幅が広がってくる中で、また、社会状況も厳しい状況が続いておりますので、欠けた場合については、なかなか後任の委員の選考に、非常にできにくいというような地域も一部に出てきております。

ということで、私どもといたしましては、現行のこの民生児童委員の委嘱期

間が来年の11月に切れまして、新たに再委嘱というように必要となつてまいりますので、これに向けまして、現在、内部的にはこの民生委員の推薦会の下部組織的なものを各中学校区単位ぐらいの規模で組織をしていって、それぞれの地域での、いわゆる民生委員活動にご参加いただけるような人材の発掘を、現行よりもより充実できるような仕組みも、現在検討をいたしておるところでございます。

それから、次に生活保護の問題でございますが、これにつきましては、一般的にご相談をいただく場合につきましては、いわゆる最初にご相談にお越しになった際に窓口でお話をお聞きしまして、詳細については、面接室に入らせていただいて、状況なりをお聞かせいただくというプロセスが、まず入り口の部分にあるわけでございますが、これは現在7名のケースワーカーがおるわけでございますが、7名のケースワーカーが一日に二人体制で、交代で当番を決めまして受け付けをするという形をとっておりまして、そういう中で状況をお聞かせいただいて、保護の申請に至った場合については、この申請を受けまして、内部的に、いわゆるその可否についての検討をいたしまして、最終的にその保護決定という形になった段階で、この7名のケースワーカーについてそれぞれ担当地域を分担しておりますので、例えば鳥飼西地域であれば、だれそれケースワーカーというふうな形で決まっておりますので、それぞれのケースワーカーが家庭訪問をさせていただいて、具体の生活指導なり、援助に当たると、こういうような形で進んでおるところでございます。

それで、委員ご指摘のように、現在7名のケースワーカーがおるわけござい

ますが、1名が40代後半、あとの6名については、ほぼ30前後というようにことで、比較的若いケースワーカーが多いわけでございますが、最初に相談を受けた際の、いわゆる保護決定に至るまでの間、それから、具体的にその保護を実施する中で、さまざまな問題が起こってきた際については、適宜ケース検討会を開く中で、ベテランの査察指導員を置いておりますので、この者もまじえながら具体の対処についての検討をさせていただくとすることで。確かに、いわゆる年齢的には比較的若い職員が多いことは事実でございますが、保護の実施に必要な一定の水準は確保できておるものというふうには考えておりますが、この点については、引き続き適切な保護の実施ができるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○上村委員長 大嶋参事。

○大嶋国保年金課参事 それでは、先ほど委員からご質問ありました国民年金の委託金の中で、国民年金の市が行う事務についてご説明いたしたいと思っております。

まず、平成14年から市が行う事務というのが大きく変わりました、以前からあった印紙の検認、要するに納付するという事業、それがまずなくなった。それと第3号被保険者、これに関する届けの事務が14年からなくなりました。ということで、現在、市として行っている事業でございますけれど、大きく分ければ基礎年金に係る事業、もう一つは社会保険事務所と協力、連携して執行していくと、そういった事業でございます。

この基礎年金に係る事業の一つとしては、適用の事業。この適用の事業というのは、国民年金に加入する、また、喪失する、また、いろいろな変更をする、そういった届け出の事務をやっておるとこ

ろでございます。

もう一つは、年金の給付に係る事業でございます。これは老齢、障害、遺族、そういった基礎年金の裁定請求の受け付け受理というところをやっておるわけでございます。それに伴う死亡であるとか、そういった関連の部分も市の方で承っておるところでございます。それと、その年金の保険料に関して、これは納付一切は市では承ることはできませんけれど、その保険料に関しての免除に関しては、市ですべて受理をしているところでございます。それらの事業は、全部、国民年金事務処理基準という、そういう一定の事務処理の中ですべてを処理している次第でございます。

もう一方の、国との連携協力という事業でございますけど、これには、まず、二十歳になった方、これは市でしかわかりませんので、この摂津市内で二十歳になった方、その情報提供を社会保険庁にやっております。先ほど委員の最初の話の中で、例えば名前の間違いとか、住所の間違いとか、そういったのが過去にあった。でも、今現在においては、全部住民基本台帳から私どもが社会保険庁に全部提供しておる。これはあくまでも国民年金でございますので、その以前に厚生年金の場合は、若干そういう違いもあるんじゃないかなというふうに思う次第でございます。

そのほかに、広報紙の掲載であるとか、パンフレットを作成するとか、そういう部分での事業、並びに年金の相談事業、そういったものを今、市でやっておる次第でございます。

2点目のご質問でございますけれど、その社会保険事務所の連携がどうなのかということでございます。

まず、それらの事業の受け付け受理し

た書類の原本をすべて社会保険庁の方に持参するわけでございます。それも、その事業の受け付けしたものの、住民基本台帳と間違いないか、そういったものを全部こちらの方でデータ化した書類とともに、受理した原本を持参する。それを社会保険庁が、その異動のあった箇所を社会保険庁の要するにコンピューターの上に今度は生かしていくと。そういう一つの連携事業をやっておる次第でございます。

年金のそういう給付事業についても、社会保険庁並びに大阪の社会保険事務局というところの中で最終審査をし、処理されていると、そういう関係にあるところでございます。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 それでは、障害者雇用助成金についてご答弁申し上げます。

障害者雇用助成金につきましては、市内在住の身体障害者手帳1・2級、または療育手帳を所持しておられる方を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇い入れ、既に国の特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、その支給期間終了後も継続して当該障害者を雇用している常用労働者300人以下の事業主の方に対しまして助成を行うものでございまして、重度障害者の方を雇用していただいた場合につきましては、月額5万円を24か月、重度障害者以外の方を雇用していただいた場合につきましては、月額3万5,000円を12か月助成するものでございます。

17年度の実績といたしましては、重度障害の方3名、12か月分、計36か月分、それから重度以外の方お一人1か月分の計18万3,000円となっております。また、16年度につきまして

は、重度障害の方が3名、それ以外の方が3名ということで182万5,000円。それから、15年度につきましては、重度の方が4名、その他の方が3名、計7名で302万円の実績となっております。

障害者雇用をめぐる状況につきましては、引き続き厳しい状況がございますが、本市におきましても、平成17年1月から、ふれあいの里のくすのきの方で障害者就業・生活支援準備センターを立ち上げて、現在、障害者雇用の拡充に努めているところでございます。実際に障害者雇用につきましても、若干の成果をこの間、上げてきておりますので、こうした就職された方の職場の定着支援を引き続き努めていきまして、それが順調に進めば、この雇用助成金の申請についてもふえてくるだろうというふうに認識しております。

○上村委員長 紀田参事。

○紀田生活環境部参事 魚腸骨処理対策協議会の負担金の関係でご質問いただいておりますが、魚腸骨につきましては、基本的な仕組みとしましては、大阪市が全体の費用の55%を負担して、残りの45%のうち、その半分の22.5%を大阪府が負担していただく、残りの22.5%を大阪市以外の各市で負担するというようになってございまして、若干その負担比率が、以前、大阪府が25%で大阪府下の市が20%ということで若干大阪府の負担は減っているんですが、基本的な流れとしては、そういう形の負担割合となっております。

それで、ただ、その負担する枠組みは決まるんですが、幾ら負担していくかということが、やはり疑問点も多々あったということで、平成14年度において見直し検討委員会というのが設けられまし

て、その中の仕組みで、実際その向こうの稼働状況を見る中で、例えば、でき上がるのが、フィッシュミールであったり、魚油といいまして魚から出るあぶらですね、そういったものが生産物として出てくるんですが、基本的にその魚油というのがフィッシュミールより市場価格的には高くなってはいたんですけども、それは自社内使用という形で、販売されておられなかったんですね。

そういうことで、実際、販売した方が、むしろコスト改善につながりますよというような指導もしながら改善させていただく中で、送料の削減ということで、摂津市の負担額から言いますと、平成13年度が107万1,000円、14年度が87万7,000円、15年度が14年度見直しにつきまして、およそ半額の46万2,000円、16年度につきましては48万3,000円、17年度におきましては、今回、決算で上げさせていただいております43万1,000円という数字になってございます。ある程度その改善は図られているんですが、この間、重立った施設改善費用というのが出てないんですね。

ところが、今、また議論されているのが、どうもその対策費というのが、もう抜本的に改善しないと、もうこの工場で臭気が自然に漂うとか、そういう問題点も指摘されておられまして、今現在その魚腸骨で、北摂の場合ですと箕面市が幹事市ということで、ブロックごとの委員を選出して、どのような対応をしていくかということで今、議論がされておられるように聞いております。

基本的には、一民間企業を市がどこまで支援するのかということに尽きようかと思いますが、そこら辺の観点も含めて、ただいま議論しておりまして、18年度

中に結論を出して、19年度にどういう形か、むしろその負担金がふえるやもしれません。

基本的には、負担比率で言いますと、やはり、どうしても大阪市、大阪府が決定権に近いものを持っておられるということもありまして、当然、府下各市の北摂各市で議論してるんですが、その中では、やはりどこまでもつき合えるものではないなというような、内々の事務担当レベルの議論はそういう形で、まさしく魚を食べて魚の骨がのどに刺さったような状況で、各市苦しんでいるというような状況でございます。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 本市の地域就労支援事業についてであります。まず報道がありました内容は、島本町における地域就労支援事業での相談事業におきまして、推進会議の委員報酬とケース検討会議の委員報酬の2分の1の補助金を不適切に受けるとともに、同事業の業務委託を受ける島本地域人権協会に、実対象日数に対し1日多い分を支払っていたものでございます。

本市におきましての地域就労支援事業は、就労困難者に対し、産業振興課内に地域就労支援センターを設置し、専門的な研修を受けた地域支援コーディネーターが各種相談を受ける相談事業、就労を実現するためのさまざまな技能講習会を実施する能力開発事業、そして就職フェアでの合同就職面接会を開催し、雇用就労の創出事業の三つの事業を核に展開しております。

この中で、島本町は地域人権協会に相談業務等を業務委託という体制をとっておりますが、本市の産業振興課内、地域就労支援センターは直営で、相談員も専門の嘱託員の配置ではなく、研修を受け

た職員が対応しておりますので、業務委託料は発生しておりません。

そして、推進会議につきましても、直営で庁内関係部長及び課長が担当しておりますので、委員報酬は発生いたしておりません。

また、ケース検討会議におきましても、委員については関係課長、並びにケース会議につきましてもは地域就労支援コーディネーターを中心に生活保護、母子家庭、障害者にかかわるケースワーカー並びに担当者と協議をしておりますので、これも委員報酬は発生しておりません。

よりまして、本市が地域就労支援事業として受け取ります補助金は、能力開発事業における講座運営並びに講座によって発生いたします保育の委託料、講師謝礼、就労支援コーディネーターの研修旅費等に対して受けておるものでございます。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 家庭児童相談室の運営事業についてご説明させていただきます。

家庭児童相談室は、ゼロ歳から18歳までの子どもと家庭に関する専門相談、あるいは関係機関からの相談なども受けております。臨床心理士と現在では社会福祉士で対応をしております。

相談につきましては、乳幼児をお持ちのご家庭の方から育児不安などへの対応、そして学童期の方で不登校への対応、あるいは思春期のさまざまな悩みなどにも対応をいたしております。

乳幼児のご家庭への対応といたしましては、一つには、くまさん親子教室というのがございます。言葉の発達のおくれだとか、あるいは対人関係がうまくとれないお子さんですとか、あるいは、このまま置いておきますと障害になりかねな

いというようなお子さんの問題ですとか、あるいは、どうしても子どもが好きになれないとか、つい子どもをたたいてしまうとか、そういうふうな悩みを持っていらっしゃる親御さんですとか、そういう子どもさんや親の方に、一緒に遊びながら臨床心理士が対応して具体的に問題の解決を図っていくという、そういう教室を毎日行っております。

それから、発達のケアということでは、いろいろな発達の問題、発達のおくれのあるお子さんに対しまして発達検査を行ったりですとか、くまさん親子教室で対応したりとか、あるいは障害児童センターの方をお願いしたりとか、そういうような業務も行っております。

それから、障害のある方につきましても、18歳までということで、いろいろなご相談にも応じさせていただいております。

それから、このところ心のケアということがよく言われますけれども、子どもさんに対しましても、心理療法といたしまして遊戯療法ですとか、箱庭療法ですとか、あるいはカウンセリング、そういうようなことも行っております。

また、保護者の方に対しましても、面接ですとか、カウンセリングですとか、あるいは必要な場合には箱庭療法ですとか、そういうような心理療法も行っております。

それから、養育困難なご家庭に対しましては、さまざまなところと連携をしながら、ケースワークということで、施設の入所も含めまして関係機関との連携を図ってきております。

そして、このところいろいろな形で問題になっておりますけれども、子どもの虐待に対応する機関のネットワークとして、虐待防止連絡会というのがあるんで

すけれども、その事務局といたしまして、虐待の問題に関しましては中核的な役割を担ってきております。また、虐待をしてしまった、あるいは子どもをたたいてしまう、いろいろな形で、そういう意味での悩みをお持ちの親御さんに対しまして、「MY TREE」という親学習のプログラムも行ってきております。

今いろいろな形で、もともと家庭児童相談室が行ってきました業務よりも、心の問題、虐待の問題、先ほどありました育児訪問支援なども含めまして、いろいろな形で業務が広くもなっておりますし、多くもなっているという状況でございます。

○上村委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それでは、要望と2回目の質問をしたいと思っております。

まず最初に、国民年金の事務委託金について、よくわかりました。本当に命の綱というか、長年働いてきてやっと年金が受給される年齢になって窓口に行ったら、えっというような一つの、そういうようなあなたは支払われてないというような形のことを聞かされたときに非常にショックを受けますと思います。そういうふうに、きちっと今は事務作業を行っておられるということで安心しましたし、人間がやることですから、完璧に間違いはないということはないと思うんですけど、ただ、二重三重の一つのチェック機関をつくってやっておられるし、今は社会保険事務所がそういう形で大部分はそういうふうに行っておられるということなんで、少しは安心しましたので結構です。

それから、次に民生児童委員の件なんですけど、非常に幅広いお仕事をボランティアでされるということで、また、今は非常に社会が複雑になってきてますよ

ね、その複雑ないろいろな問題を対応して
いかなあかん。責任問題とか、いろんな
もんが発生する中で、これからどんどん
どんどん委員さんは、今の状況から考え
たら減っていくんではないかという非常
に私は危惧を感じるんです。だから何ら
かの形でお仕事の軽減なり、また、一つ
の大きな決まりごとの中でやっていかな
あかんから、一つの摂津市がどこまで幅
があって、それを対応できるかというの
はわからんですけど、そういう点をこ
れからしっかりと考えていかんと、ます
ますこれ、なり手がいないというか、そ
ういう状況になってしまうんではないか
という危惧を感じますんで、その点です
ね、今の段階で、ほんならどういふう
にすべきだというのは、なかなか難しい
問題やからご答弁いただけないと思いま
すけど、しっかりと考えていただきたい
というふうに要望しておきます。

それから、次に障害者の雇用助成なん
ですけど、非常に少しずつでもそういう
形の実績が上がっているということなん
で、非常にそれは結構だと思えます。親
なき後というような形で非常にお苦しみ
のご家族の方も多いと思えますんで、で
きる限りそういう拡充して、少しでも多
くの障害者が雇っていただけるような企
業を発掘していただきたいというふうに
思います。これも要望しておきます。

次に、家庭児童相談室ですけど、ゼロ
歳から18歳と非常に年齢的な幅が広い
ということで、それぞれ今先ほどもお
話ありましたように、物すごく子どもた
ち、18歳から0歳児の子どもたち、ま
た、若者たち、そういう方々の事件が今、
多発してますよね。虐待問題なんかでも
毎日ぐらい新聞やらニュースでいろいろ
言われてますし、それから親殺しとか子
殺しとか、そういうことが頻繁にある中

で、臨床心理士ということは専門的な知
識がある方というのは、それはもちろん
わかるんですけど、そういう多様化して
る、また、その事件が意識以上に先へ進
んでいってしまうというか、まさかとい
うような事件が次から次に起こるわけ
あって、そういうことで非常にその対応
自体が、より専門的に必要なっちゃうか
なというふうな私は危惧を感じるんです。

だから、ちょっとお聞きしたいんです
けど、その臨床心理士というのは、どう
いう一つの過程を経た方で、それと具体
的に事例がオープンにできる面とできな
い面があるかもしれませんけど、摂津市
で、例えばこういう問題があって、こう
いう解決があってというような事例があ
るようでしたら、ちょっとお聞かせ願
いたいと思います。

それから、次に生活保護の件なんです
けど、非常に年齢が若いからあかんとい
う一つのもんではないというのはわかる
んですけど、ただ、本当に生活保護を受
けに来られた方というのは、すごく長い
年月ですね、ご苦労なさって、非常にそ
ういふ点では気持ちの中ですよさんだも
んがある方もおられると思えます。

今の状況から考えて、これからずっと
生活保護を受けられる方がふえるとい
うことは、それはもう当然仕方ないにし
ても、今もう財政も非常に逼迫した状況
の中で年間5,000万ぐらいの予算がふ
えていくわけですよ、摂津市独自の予
算としたらね。そういう形で、例えば、
今いろんなもんで財政が何とか人員削減
やら、いろんなことをやりながら財政再
建をやろうとしている中で、こんだけふ
えていくというのは、非常にもうやむを
得んのはわかるとるんですけど、非常
に痛いわけであって、そこできちっと生活
保護を受給するそのケースワーカーがしっ

かりして、本当に、本当にやっぱり必要な方に対しては的確に対応して、受給してあげる。

しかし、いま一つの、新聞等で、そういう暴力団の方々の6割、7割が生活保護を受給されているというような、新聞記事で過去において出たわけです。そのような中で、その若いケースワーカーの方が、そういう方々にきちっと説得したり、また、非常にそういう確信犯的な方はいないと思うんですけど、そういう形で何らかの受給を、不正じゃないんですけど、そういう形をしたときに、すいも甘いもじゃないんやけど、人生経験が少ない若い人らが、そこをきちっと見破られるかとかね、そういうことを非常に私は現実問題として不安に思うんです。

で、ベテランの職員が後ろに控えて、その方が対応するというご答弁いただいたわけですけど、やっぱりその点がまだまだちょっと不安が残るわけであってね、どのような一つのレクチャーなり、どのような一つのケースワーカーになるに際しての教育なり、それから、なぜその若い世代がケースワーカーをせなあかんのかということが、もう一つご答弁の中でしっかりと僕は受け取れてないんです。いっぱい職員いてはるわけですよ。それやのに何で、過去において私も質問した、質問したけど、まだ現時点で、何遍も言うようやけど、若いからあかんというんじゃないんやけど、先ほどずっと言うた説明の中で、ちょっとその辺が疑問に残るんで、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

それから、魚腸骨のことなんですけど、私ね、物すごく理解できないんですよ。もちろん、いろいろ市場からとか、いろんな商店から、そういう魚のアラとか肉ですね、肉の内臓とか、そういうのが出

て、それを皆がお金を出しおうて処理する。処理するのは、民間の会社がそれ、やるんですね。

で、これ何か、魚油というのかな、それは自分らで使うけど、このフィッシュミールか、それ販売するんでしょ。販売するのは、利益を上げるわけですね。その利益を例えば出資しとる地方自治体なり、そういうところに還元するんやったら、僕、物事わかるんですけど、こういう公が、民間の企業に金出して、そこが利益上げるのに、何で、公の大阪府なり、大阪市なり、また衛星都市が一生懸命そのお金を出し合わなあかんのかという、非常に疑問があるんです。その点、ちょっと一遍ね、ご答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、一遍聞きたいなとずっと思ってたんですけど、私ね、18年前に最初に質問したんが、住民票とか印鑑証明の自動発行機を窓口に設置したらどうやというのを、僕、最初に議員になって言うた質問がそれなんですよ。で、いろんなところ行って探してきたり、ほんで、私、今いろいろ会派で視察に行ったときなんか、その自動発行機がようさんあるんですね、いろんなところにね。ほんで、これは先ほど村上委員から、質問あったように、非常に独身の方々が、なかなかそういう住民票とか印鑑証明とか、いろんなさまざまな書類を取りに行かれんからということで、いろんな東京の千代田区に行っても、それから杉並区に行っても、全部自動発行機があって、24時間とは言わんけど夜間でも取れるようなことであるんですね。

そういうことで、市民サービスコーナーでどうこう言うより、私が18年、19年前に言うた自動発行機の件を、もう一遍ちょっと、考えるあれがあるんかどう

か、ちょっと一遍お聞きしたいと思います。

就労支援は、もうそれで結構です。全然島本と違うということがわかりましたので、ありがとうございます。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 生活保護のケースワーカーの問題でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、現行のケースワーカーの配置によって、本来の、いわゆる保護世帯に対する指導がちょっと後退したようになっているというふうには、私は考えてはおりませんが、適切な指導ができておるもんやというふうに考えておるところでございますが、これは単なる感覚ということじゃなくて、現行、摂津市の、いわゆる保護率というのは1,000分の11.3。パーセントで直すと1.1、100人に約1.1人ぐらいの保護率なわけでございますが、大阪府下平均の数値というのが、いわゆる100分でいくと2.4、パーミルで申しますと、24というパーミルになりますから、これは当然それぞれの地域での市民の生活実態がありますから、平均値でどういう議論できるようなものではないんですが、必ずしも摂津がこういうケースワーカーの配置になっているために、本来的には生活保護を受給しなくてもいいような方までも適用しているというような実態に決してなっているわけではないというふうには考えているところでございます。

ただし、日々、さまざまな保護世帯が窓口に来られます。また、新たに生活の困窮を訴えられて窓口に来られる方もございます。当然、全体で申しますと、総体的には今のケースワーカーよりも年代が大分上の方が多いのも現状です。

そういう中で、大方が大学卒業した後、

民間会社等での社会人経験があるとはいえ、先ほど申しましたように、30歳前後というワーカーが多いわけですから、なかなかワーカーの方に対するプレッシャーというのはすごいやろうなと。まあ言えば、おじいさん、おばあさんと、お孫さんというような関係もありますから。

そういう中で、私としては、やはり現行は先ほど申しましたようにベテランの指導員がおって、チームワーク的な形で対応はできておりますが、やはり将来も見据えた中では、やはり一定、中堅クラスの職員も今後の業務に携わっていくような、もう少しバラエティーがあるような配置も必要ではないかなというふうに考えてますし、また、やはりこういう社会福祉関係の大学で社会福祉関係の勉強をされたような経歴をお持ちの方も配置をしていくというような中で、ワーカー一人ひとりがもうちょっと余裕を持った中で、決して今が不十分やというふうに考えてませんが、よりきめ細かな指導ができるような体制に持っていきたいなというような考えはいたしておりますが、何分にもご承知のとおり、人事配置というような中でもございますから、こういう思いは人事当局にも伝えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○上村委員長 紀田参事。

○紀田生活環境部参事 販売して利益を上げておれば、当然、市が助成なりしなくても運営できるということになるんですが、もともと全国各地にこういう施設があったんですね。日本は漁場国ですから、魚を大量に食べますし、ただ、それがどんどんつぶれていって、今現在その自立的にできてるといのは、たしか東北と北海道ぐらいのところはできて

るんですね。

その理由はなぜかと申し上げますと、やはり漁場が近くにあると、漁獲したものを即そのままはねた魚が当然出るわけですね、小魚であるとか。そういうのを新鮮な間に工場に持ち込んで処理してフィッシュミールにすると、質のいいフィッシュミールができる。当然、質がいいから全国から見た場合、やはり需要がふえるんですけども、ところが、都市部近郊にありますそういう工場については、一たんスーパーであるとか、魚屋さん、そういったところが解体して、それを保管しておいて、夜中に回収して翌日持って行って、どうしても死んでから期間がかかりますし、さばいてからまた時間がたつ、そうなるとどんどんどんどん劣化するというのもあって、できる製品自体、やっぱり市場競争力がないものしかつくれないんですね。

ほんなら、そのままもう、つぶれたらそれでええんじゃないかということにはなるんですが、ただ、やはり市町村として、今までそういうところが処理してたやつを市が引き受けて、これは一般廃棄物ですから市町村の焼却炉に持ち込まれるということになるんですが、そうになると、やはりまず1点目が、においの問題ですね。

通常、我々、回収しているのがパッカー車で回収してるんですが、今そういうシステムですと、筒に入ったような、においの外に出ないような形で、ふたをしめて持ち込まれるんですが、それを今許可業者がやってるような形のパッカー車で持ち込むと、持ち込む段階からかなりにおいがする。まして、ピットにあけておくと、即そのまま焼却しませんので、ピット内が結構においがきつくなる。そういった問題があるのと、あと、どうしても水

分が多いということで、燃やすと焼却効率を落とすということもあって、各市、燃やせば燃やすだけのトン数の処理能力は持っておられるんですが、特に大阪府は大きな炉を持っておられるから、できそうなんですけど、やはりそれは燃やすよりも、当然、リサイクルもできるし、今の体制の方が望ましいということで、何とか思案をしていこうというようなスタンスであるんですが。

ただ、私の考え方を申し上げますと、一定、その特定の私企業を支援というのはいかなるもんかなというの、当然、疑問の部分もありますし、京都市が最近とられたというのは、私企業に任せおいたやつを、それを公社化するというような形で、本当に必要であれば、広域対応で、例えば大阪府が音頭をとっていただいて広域処理する。そのコストがどうなるかというのは当然比較した上の話になるんですが、そういうことも踏まえた検討をした中で、どちらかを選択するという手法が望ましいかなということでは考えております。それについても、今後、北摂七市で取りまとめをする中で、一定検討の素材にさせていただければなというふうには思っております。

○上村委員長 村江課長。

○村江市民課長 自動交付機の設置は考えないのかというご質問でございます。

自動交付機を導入する場合、その目的によって検討事情が異なってきます。例えば、市民課の窓口混雑を緩和する目的で設置するのか、また、職員によるサービス時間外に無人、監視サービスつきで稼働させるために導入するのか、さらには機器導入で人件費等の節約効果を発揮させる場合などがあります。

ちなみに、自動交付機の導入については、平成3年に兵庫県伊丹市の導入が最

初で、平成17年10月末の総務省調査で、当時の市区町村2,191団体の中、263団体が導入し、設置台数は644台で、1年間の増加数は37台となっております。

大阪府下の自動発行機の導入数について平成17年10月末現在調べでは、府下43自治体中、11自治体、計40台であり、3年前の14年10月末の状況では、11自治体の34台ですから、3年間で府下では6台ふえた状況です。これらの府下の導入実態からは、市役所や支所の窓口混雑緩和と時間外サービスの目的が大半であります。

これまでも自動交付機を設置するようにとの要望でしたが、無人運用が認められていない等の設置場所やセキュリティの制約をはじめ、自動交付機自体、1台700から800万円程度ですが、交付内容の情報を送信するためのハードウェアやこのソフトウェアの整備、ネットワーク環境の整備、印鑑情報データの再構成等の附随する諸問題の解決に係る総費用が割高であって、現行の市民サービスコーナーの非常勤職員による運用による経費と比較した場合、数段に現行の非常勤職員によるサービスの方が費用対効果がよいところでございます。

また、高齢者の方などに対して自動交付機の機械操作をお願いすることを考えますと、人と人との触れ合いで対応する現行方式の方がサービス上、臨機応変な対応も期待でき、他課の業務との連携も可能と考えております。

これからも、当分は現行の市民サービスコーナーの方式で、引き続き運用していきますが、諸条件が異なれば可能性もありますので、なお、自動交付機の研究を継続してまいりたいと思います。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 まず、臨床心理士の資格とはどういうものなのかというご質問でございます。

臨床心理士というのは、臨床心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を取り扱う心の専門家というふうに言われております。

これは、日本臨床心理士資格認定協会というのがございまして、文部科学省の方から公益法人格を持つ財団法人というふうに認められておりますが、ここで日本臨床心理士資格の認定試験というのを行ってございまして、この試験を受験するためには、この協会が認可する指定大学の大学院のマスター課程を修了するなどの条件を満たしている者というふうなことでございまして、一定の条件を大学、あるいは大学院で学ばれた方が、その上で試験を受けられて、審査の結果、ここで臨床心理士という資格を与えられると、そういうふうな形になっております。

確かに、ゼロ歳から18歳まで本当に幅広い問題でありまして、しかもこのところ、いろいろな問題もございまして、広く深くさまざまな問題が起こっているというふうに思っておりますので、それに対応していくためには、ますます専門的な知識ですとか、経験が必要になってくるころだとは考えております。

具体的な事例をというお話でございましたが、余り細かなことはちょっとお話しできませんけれども、子どもを好きになれないとか、子どもが何かをしても無視をしてしまう、あるいは我慢してつき合っていると、最後には爆発して、たたいてしまう。それも思い切りたたいてしまうことを繰り返してしまう、そういうようなことにずっと悩みを持たれていたお母さんがいらっやいまして、どうしてもそういうふうに育てこられた子ど

もさんは、子どもさん自身がとてもかわいく甘えてくれるとか、大人に寄り添ってくれるとか、なかなかそういうふうにはなれませんので、お互いがより困難な方に向いていってしまうといたしますか、ますます親子の関係が悪くなっていってしまうといたしますか、そういうような状況におられて、外へ出かけても、その子どもさんが自分の言うことも聞いてくれない、外へ行けば、ますます何をしてしまうのかわからないというような状況もあって、また、周りの方からもいい目では見られないということから、ますます孤立をしてしまう、子どもを外へ出さないし、家の中でお母さんも悩みを深めていくというような、そういう方がいらっしゃいました。

それに対して、たまたま発達の問題ですとか健康診断のこととかで保健師さんがかかわられることがありますして、そういうことを通して家庭児童相談室ともかかわるようになられまして、何度も面接とか、カウンセリングですとか、あるいはお子さんに対しての遊戯療法ですとか、いろいろなことをやっていく中で、お母さん自身のつらさを周りが認めるといいますか、お母さんも何で自分が苦しんでいるのか、どうしてこういうことを自分がしてしまうのか、その方の生き立ちですとか、いろんな小さいときから受けてこられたさまざまな傷ですとか、そういうようなところに手当てを受けていただく、自分自身でもそこへ目を向けていただく、そういうようなことが少しずつできるようになってきますと、また、子どもさんも違った形で職員によって手当てがされるというようなことを通して、お互いが少しでもいい関係を持てていける。お母さん自身が、そこで自分自身を認めてもらい、自分自身が自分を認め、そう

というようなことを通していくことで子どもも認めていくことができる、親子関係を少しずつ、もちろん時間はとってもかかることではありますけれども、修復していく、そのことを周りが支えていくといたしますか、そうしたことができていくようなケースがございます。

別にこういうことに限らず、いろいろな形で、家庭児童相談室だけではございませんけれども、いろいろな機関の職員が連携をし合って支え合っていくといたしますか、そういった状況でございます。

○上村委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それでは、質問します。

生活保護のケースワーカーの件なんですけど、それなりに優秀な方を配置されて対応されているというふうに私は思います。何回も言うようですが、若いことがあかんとは限らんですけど、ただ、本当に、それなりにきちとした人生経験を積まれた、これ人事の問題やから、そちらに言うてもしゃあない面もあるんですけど、私としたら、それなりの経験を積んで、経験豊かな職員の方がいっぱいおられる中で、今言うたようにバラエティーに富んだ年齢層の方々をケースワーカーとして配置されて、それから、いろんなケースがあると思うんですよね。

だから、その生活保護の相談に来る人は、いろんなケースがあると思うから、地域的な一つのエリアというか、テリトリーで対応するのではなくて、それぞれケースとか、それぞれの問題に応じて、今言うたようなバラエティーのある職員が、それなりに対応することが現実的な対応ではないかというふうに思いますし、やっぱし、いろんな話を聞くんです。あの人ちゃんときちとした生活してはるのに生活保護をもらてはるとかね。

何か、今はちょっと景気が上向きになっ

てるから余りそういう話は聞かんようになったんですけど、過去においてはね、非常にそういう話があったんですけど、そういう点で、不公平な、不公平感が逆に生まれるようなことではあかんわけですから、そういう点で、今後しっかりと、これはそちらにばかり言うてもあかんやろうけど、要望としてそういう形を上げていただきたいなというふうに思います。これも要望しておきます。

それから、魚腸骨のことなんですけど、その理由はわかりました。理由は、そういう一つのね。

ただ、先ほど紀田参事もおっしゃったように、民間企業に公がバックアップする、それは商売でけへんから。商売できひんような企業って、やっぱり成り立つわけにいかへんわけですよ。これ、はっきり言うたら。商売で物事、売れんもんを売るような企業なんかほとんどないわけであって、もちろん現実問題として、そういう企業がなくなったときには困る。それやったら、先ほど京都であったような、管理公社じゃないけど、そういうような施設をつくってやるという形の方が、費用はかかるかもしれんけど説明はつくと思うんです、私は。説明が。今の場合で民間企業に、過去の経緯があるから、今言うたようにいろんなそういう問題があって、そこをあえてやってもろとんやから、みんなで金出さなあかんねやというようなことは、多分今の世の中では説明がつかないんとかやうかなと思うんですね。

だから、もちろんそれは摂津市だけの問題じゃないですよ。当然わかっているわけです。だから、そういう点を一遍北摂の市の方々と、しっかりと一遍話されたり、そういうことをせんと、やっぱりこれも誤解を生じてしまうような危惧を

感じられるんですよ。だから、その辺も要望しておきたいと思いますんで、よろしく。これ以上、僕言いませんけど、要望しておきます。

それから、自動発行装置の件は、もういいです。一生懸命やってわかるんですけど。いいですということはあれなんですけど、ただ、今言うたように、これから人員を削減していかなあかん。市長は、この数年来、100人減らすという形で言っているわけですから、そういう点も考慮しながら、自動発行装置も考えていかなあかん。それと、人間と人間の触れ合いというても、もちろんそれが大切なことはわかりますよ。ほんで、そういうことをやっぱり、市民との触れ合い、それはわかるんですけど、それとやっぱりその自動発行装置というのは意味合いが違う。

例えば、若い世代としたら、まどろっこしいということも。まどろっこしい言うたらごっつい語弊なんですけど、そっちの方が簡単に対応しやすいという方もおられるわけであって、民間の銀行とか、あらゆる施設は、そういうことにどんどんどんどん移っていこうとしとるわけですから、そういう点も今後、研究をされる必要が、先ほど研究するという言うておられたから、研究する必要は十分あると思いますし、システムがまた変わってくると思います。国のシステムもね。だから、それを先取ってやっていただきたい。そういうことでお願いしたいと思います。

それから、臨床心理士の件なんですけど、よくわかりました。それぞれ、もう本当に今の世の中、何があっても不思議でない世の中です。それをその臨床心理士の方が、先ほどご答弁あったように、事細かにいろんな悩みを受けて、それを

対応されておるのはよくわかりましたけど、ただ、本当にね、地域でそのような虐待があって、その子どもたちが親の虐待によって、もしか死亡やら、けがをするとか、そういうことがあったら、その地域が物すごく責任を感じるというかね、そういうもんがあると思うんです。だから、そういう点を、その臨床心理士さんだけで解決せんとね。これからやっぱりいろんな、それぞれのいろんな課があると思うんですけど、またがっていろいろ話し合いをしながら、具体的にそういうお母さん、そういう家庭があるんやったら、みんなでそれを対応しようやないかという、そういうような雰囲気をつくることも大切だというふうに思いますんで、これも要望にしておきますんで。

私の質問を終わりたいと思います。

○上村委員長 渡辺委員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時52分 休憩)

(午後3時16分 再開)

○上村委員長 それでは、再開します。
質問される方。

安藤委員。

○安藤委員 それでは、質問をいたします。決算概要でちょっとページを追っていきたいと思いますので、よろしく願いします。

最初に、概要の38ページになるんですが、水道料金の減免事業についてお聞きしたいと思います。生活保護世帯等の水道料金の減免が行われてまして、ひとり暮らしの老人の方であったり、母子家庭の医療費助成世帯であったり、幾つかの条件に基づいて水道料金の減免が、基本料金の半額だったと思いますけども、行われていると思います。この水道料金の減免について、その件数と、それから

それぞれ幾つかの条件があるかと思いますが、その条件ごとの数字を教えてくださいなかなと思います。よろしく願いします。

それから、概要の48ページに行きます。地域活性化補助事業についてです。一定の要項のルールに基づいて各地域、連合自治会ごとに交付されている地域活性化補助事業、具体的にどのようなものが17年度行われてきたのか、その点、お聞かせいただけないでしょうか。

それから、執行率、大体その性格上、連合自治会というのは摂津市内には限られておりますので、大体、執行率もほぼ100%になるのではないかなというふうに勝手に想像するんですが、83.9%という執行率で、以前の委員会の審査の中でも幾つかの小中学校区で利用されていないというようなところがあったというふうにも聞いておりますので、その点についても、ちょっと一緒にお聞かせいただけないでしょうか。お願いいたします。

次が62ページに行きます。障害者福祉作業所運営補助事業についてです。前年度決算と比べましても1,467万、事業全体の数字ですけども増額になっていますが、その具体的な中身について、それから地域生活支援ステップアップ事業についてもお聞かせをいただけたらと思いますので、お願いいたします。

続いて、63ページの精神障害者居宅生活支援事業についてです。午前中の質疑の中でもありましたが、精神障害者の方が自立のためにということでグループホームを利用されていると。その事業もこの中に含まれているというようなお話だったかと思いますが、府営の公営住宅へのグループホームの開設、一津屋の味生住宅で既に開設されていると。今年度

も、さきの議会で補正予算として上がっておりましてけども、正雀の府営住宅、それから鳥飼西の府営住宅にも新たにグループホームが開設されるというようなことも先日ご提案もされ、可決されたところではありますが、その味生住宅のグループホームの、この間の経過とか、今の現状とかについて、運営状況をちょっと教えていただけたらと思います。

あわせて、そのグループホームをその公営住宅で開設する、摂津市では初めてのケースであったわけですから、今後のこういったグループホームを公営住宅に開設をしていくというような中でも、かなり参考になっていくものだと思いますので、開設時の地元への説明であるとか、協力体制、現在の協力体制の状況とかですね、その点もあわせてご紹介をいただけないかなと思います。よろしく願います。

続いて、65ページ、介護保険の特別会計の繰出金についてです。これも、また介護保険の特別会計決算でもまた議論になるかと思いますが、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども、基本的に介護保険への一般会計からの繰り入れというのは、いわゆる介護保険料財源の中の法定で決められている市の負担の分、それから事務費の部分であって、保険料軽減であるとかいうことでは一般会計からの繰り入れというのはないというふうにご説明をいただいていたわけですが、その点、今回の繰出金について、改めてこの繰出金の性格、それから分類をちょっとご説明いただけないでしょうか。

次に、65ページに行きます。訪問介護利用料助成です。ちょっとこれ、前にもお聞きしたかもしれませんが、前年から比べても187万円減ってきています。146万6,399円、訪問介護利用料

助成の内容ですね。それから、減ってきていますので、その減ってきた要因ですね、それをちょっと教えてください。お願いいたします。

次に、介護保険の相談員事業で、午前中こちらにも質疑応答があったと思いますが、お聞きしたいと思います。一月1回ほどの相談員の連絡会があって、各施設での事業所ごとの声を事業所さんにお届けをしたり、改善点をお届けしたりする中で、相談員さんの中でも連絡会を開いて活動報告をやられたり、意見交換をされているというふうに事務報告の中でも書いてありますが、その相談員さんがつかんでおられるといたしますか、問題になっているような、この連絡会の中で出てくるような内容について、どんな相談、それからどんな問題があるのかという点、ちょっとどのようなご認識なのかをお聞かせいただけないでしょうか。お願いします。

それから、65ページですが、これも特別会計の繰出金について、国保特別会計繰出金についてであります。国保の場合は、今度は基準外、それから法定内の繰出金というふうに分けていつもご説明をいただいているわけですが、今回の繰出金、国保の特別会計の決算を見ればわかることですが、改めてこの場で、この繰出金の基準外、それから法定内、どういう内訳なのかをちょっとご説明いただけたらと思います。

次に、67ページの一番上の市立せつつ桜苑運営事業についてお聞きいたします。こちらのせつつ苑は、公設民営の桜苑を成光苑に委託をして、18年度からは指定管理者ということで事業をお願いしているわけですが、同時に配食サービスもお願いをしているというような状況にあると思います。

せつつ桜苑におきましては、17年の予算議会の3か月ぐらい前ですか、平成16年の12月の議会や委員会の中でも少し問題になっていました、施設の中にレジオネラ菌が発生した問題で、いろいろな対応に苦慮されたことかと思いますが、その際、担当部長が、この施設は公設民営の施設であって、市が介護保険制度に基づく介護老人福祉施設として、本施設の事業者となっていることから、市も一定の責任があると認識しておりますと、このように述べられています。これ議事録から拾ったものですが、そして、市といたしましても、このようなことを繰り返さないために、施設の日常的な運営について、チェック機能を果たすことができるように対応してまいりますと。ほかの福祉施設などにつきましては、今回の件を教訓とし、市といたしましては、介護保険制度の保険者という立場から、施設運営の指導監督庁であります大阪府と連携して実態の把握に努め、施設の適正な運営についての助言を行ってまいりたいと考えておりますというふうにご答弁をされています。

その後、その予算の議会もあって、このようなこともお話をされていて、17年度1年間たった状況で、このチェック状況、それからその当時の問題点など、どのように認識されて、今後にどのように生かしていこうとされているのかについて、ちょっとお聞かせをいただけないかなと思います。

次に、70ページですけども、身体障害者日常生活支援事業、それから補装具、日常生活用具、重度身障者等住宅改造、費用助成等々あります。全体的にも昨年と比べて880万ほどの増額となっていますので、その17年度の増額となった理由をお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、18年度から今年度から自立支援に移っておりますが、地域生活支援事業の日常生活支援に移行する中身があるかと思しますので、その点を教えていただきたいのとあわせて、現在は補装具で全額助成しているストマ用装具というんでしょうか、そういったところも、当面、今年度中は周知期間として無料ということではありますが、来年の4月からは有料になってくるというようなことになると思います。

この決算の数字から見て、どのような、この数字が来年の4月となった場合に、どのような負担が市民に、その業者の方に負担になるのか、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

それから、74ページに行きますが、ファミリーサポートセンター運営事業についてです。社協ニュースなどでもいろいろ報告もしていただいているわけですが、会員の現在の実績など、この際、教えていただけたらと思います。

それから、同時に、平成16年度までは国庫補助金という形で212万9,000円というのが平成16年度、国庫補助金がついていたんですが、平成17年度ではもうなくなっていて、これ、恐らくその期限が決まっていたのかなというふうに思うんですけども、その点についてもちょっとあわせてご説明をいただいて、その国庫補助金がなくなった後のファミリーサポート運営事業の展開についてもお教えいただけないでしょうか。お願いいたします。

続いて、75ページの下の方の保育所の管理運営事業と、それから民間保育所をあわせてなんですけども、保育所の待機児童のことについてお聞かせいただけたらと思います。17年度は、先ほども民間保育所の施設を増築する費用とかも

多額に計上されていたわけですが、18年度に入りまして新しい保育所が新設されたり、増床によって定員をふやされたりしておりますけども、その待機、17年度の状況ですね、待機児童はどうだったのか。これは、いわゆる新定義、旧定義とよくあわせてご説明いただくんですが、旧定義ですね、希望しているけど入っていない、入れてない待機児童が何人いたのか。で、参考に、18年度、これは新たに定員が大幅にふえています。毎年4月当初は、新定義では待機児童はゼロで、ゼロで行くんですけども、やっぱり年度途中から保育所に入所を希望しても、なかなかあきがないとか、年齢によって入れないというようなことをよく聞きます。今年度、もしよろしければ、現段階の増床の後の待機児童、どのようになっているのかも、あわせてお願いできないでしょうか。

それから、75ページの児童扶養手当給付事業ですが、18年度、先般も増額補正が上がりました。全般的にやはり先ほどの生活保護のお話でもあったように、今の格差の状況、経済状況等々で、やはり児童扶養手当受給者がふえていく傾向にあるのではないかと推測するわけですが、今後まだ、児童扶養手当については、さらにその受給要件であったりとか、それから受給期間ですとかというものが変わってくるというふうに聞いておりますので、その点のご説明も一緒にいただきたいのと、それから、先ほども母子自立支援策等の質疑がありましたけども、児童扶養手当の見直しをしていくのとセットで、母子・ひとり親の家庭世帯が自立できるようなものをつくっていくんだというような話が法改正のときにあったと思います。有効な母子自立支援策というものについて、先ほどもあったんですけども、

自立できる、仕事ができるというようなことでの具体的な事業を、ちょっとご紹介いただきたいと思います。

76ページの乳幼児医療費助成制度です。これも先ほどもありましたが、16年の11月から、大阪府の制度改定によりまして、福祉医療助成で乳幼児の場合は1歳年齢が引き上げられたと同時に、1回500円、一月上限で1,000円という一部負担金の制度、これも導入されたことによって、前年比と比べても、摂津市の今回の決算の数字でも若干減ってきています。

やはり子育て支援ということ言えば、先ほどもありましたが、安心して子どもを育てられる、病気になったときも、早目に子どもを病院に連れて行って健康に生活できる、そういう保障をしてあげるということはすごく大事であって、これはやはり全国の自治体で乳幼児医療助成制度がつくられて、国に対しても、摂津でも以前、議会で意見書が採択されましたけど、国の制度として無料制度をつくってほしいということをお願いしていますので、みんなの願いだと思わわけですが、残念ながら大阪府は、その無料化の中で1回500円というものがつくられてきました。

事務報告書を見ますと、一部負担の数字が出てるわけですが、見ますと、通院で2,386万8,000円、入院の方でいきますと72万4,986円ですか、合わせますと2,459万3,000円が1年を通しての一部負担のお金になるわけですね。

私、単純に考えるんですけども、先ほど1歳年齢引き上げに2,700万とおっしゃってありましたが、例えば、今の状況で、この一部負担金の減免を摂津市独自で、もとの無料に戻しますよということ

きに、この一部負担金、市民の皆さんが新たに負担をされている2,459万3,000円、この予算、単純にはいかないかもしれませんが、このお金、こだけで無料化に、今の所得制限なしで対象年齢は3歳児までという状況で無料化というのできるのかどうか、そういう考え方はありなのかどうか、ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

それから、生活保護事業です。79ページです。これも午前、午後と議論が行われています。先ほども渡辺委員がおっしゃったように、人生いろいろな経験をされた方との対応ということになりますから、職員の方、ワーカーの方の能力や協力体制というのは非常に重要だというふうに思っているわけですが、一方で、国の制度として生活保護そのものにおいて、給付を抑制していこうというような考え方からですね、平成18年の3月、17度末ですか、厚生労働省が生活保護にかかわって適正化に向けた手引というものを全国の自治体に通知をされたというふうに聞いています。

その中には、今まで以上に申請をする上での条件が厳しくなったり、もしくは指導・指示の問題、同意書の問題などが通知として、中身としてあるわけです。この運用によっても、非常に生活保護の窓口の対応であったり、それから、本当に親身となって、その受給者の方の自立を促していくということにできないような状況に、とにかく生活保護の給付を抑制していくんだというような圧力がかかる中での仕事で、本来、受給しなければいけない方がそこから排除されていくという可能性も大変心配しているわけです。そういう意味で、今回、17年度末に厚労省から通知された手引書について、どのような見解をお持ちなのか。そ

のとおりやる必要があるのかどうかですね、その点ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、事務報告書の中の生活保護の欄で、申請、決定、それから廃止という欄があります。廃止について、17年度は125世帯164人が、この17年度の中で生活保護の受給を廃止という形になりました。先日、担当の方からも、その廃止の書類をちょっといただきたいということでしたら、廃止の通知書というものが、廃止が決定したら送られてくるということで見せていただきました。その通知書を見ますと、廃止の理由というのがあるんですね。その廃止の理由を書いて通知を送って、あなたは受給はもう廃止ですよということになるかと思うんですが、その廃止理由の主なもの、それから、その125世帯の中で、その廃止理由、どのような分類になっているのか、わかればちょっと教えていただきたいと思います。

あと、同じく生活保護の問題で、先ほども佐藤次長からもお話があったように、摂津は大阪府下でも受給世帯の伸び率がトップクラスになっています。いろいろなさまざまな理由があると思いますが、その大幅増になっている主な要因を考える上で、ぜひ知りたいことがあるんですが、それは、生活保護世帯の中で、年齢構成ですとか、世帯構成というのが分類されるかと思うんですけども、その年齢層や世帯の構成ですね、その辺の分類した数字があれば、一緒に教えていただけないかなと思います。

あと、同じく生活保護にかかわってですが、一つ決算書の63ページの雑収入の中にあります返還金の生活保護法による返還金・徴収金というのがあります。925万7,721円と、かなりの多額

の生活保護からの返還金・徴収金で雑入として入っているわけですが、これの返還金が入ってくる経緯というんですか、その辺の説明をちょっとお願いできないでしょうか。

続いて、また概要に戻りますが、リハビリテーション教室事業について、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。診療報酬の改定によりまして、今年度、リハビリ診療、医療の期間が非常に狭くなったり、もしくは診療報酬の低下によって、医療機関によってはリハビリの医療をもうやめてしまって、多くのリハビリを必要としている、機能維持のために必要としている方も、リハビリが受けられなくなってきているというような問題があります。

先般の議会でも、このリハビリの問題については、政府に対して実態調査してくださいと、それに基づいた改善をというような意見書も全会一致で摂津の議会で採択したわけですが、摂津の事業の中に、こうしたリハビリテーション教室事業というのがありますので、その事業の内容と、その実績がどのような実績になっているのか。それから、今回の、こういう医療機関からリハビリが受けられなくなったような方々を吸収できるような事業として利用できるのか、もしくは間口を広げていくような可能性がないのかなというふうにちょっと思っているんですけど、その点、全く違うものなのか、その辺をちょっとお聞かせいただけないでしょうか。お願いします。

続いて、今度は事務報告書の119ページで環境対策について伺いたいと思います。この事務報告書の環境対策、公害陳情事務の欄ですね、件数であるとか、陳情受付件数であるとか、解決であるとか。非常に解決の分野では、16年度の事務

報告を見ると、もうかなり高い確率で、また、17年度についても、かなり高い確率で解決がなされているわけで、担当の部署では本当にいろいろなご苦労があるのかなとと思っているわけですが、この陳情受け付けがあったときの市としての対応ですね。

それから、地域別に見ますと、やはり準工業地域がその陳情の中の半分を占めているわけですが、そうしたそれぞれの準工業地域での陳情についての対策を、なかなか法的に難しいような問題、いろいろぶつかる部分がたくさんあるかと思いますが、その点についてどのような対応がなされているのか。

また、未解決で10件ありますけども、この未解決の10件について、その困難な原因等がどんなものがあつたのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、公害環境対策という点では、午前中もこれもありましたけども、市民の環境を守る、摂津市にも条例があります。企業と市と、それから住民と、それぞれに責務をうたっている条例があるわけですが、例えば、今まで何度も環境汚染という問題で問題を起こして、何度もといますか、1回、2回と起こしているような企業に対してのチェックですね、どのようになっているのか。

もちろん、先ほどもお話ありましたように、これは大阪府の方の権限になっているというお話も今までも何度かお聞きしているわけですが、市として、やはりそういった企業に対しての啓発であったりとか、大阪府がしょっちゅう来てもらえるわけではありませんから、チェック機能をきちんと果たしていくということが非常に大事なことじゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

とりわけ、今回、三箇牧水路で、調査

によって基準値を大きく上回るダイオキシンがその水路の底質の部分から検出されたということで、いろんな今、原因分析等をやっていただいているわけですが、そういったことについても、チェックしてたからといって、わかるかわからないかは別にしましてもね、こういう重大な環境汚染の問題について、大阪府に預けっ放しではなくて、摂津市としてきちんとした対応や摂津市独自の権限がなければ、大阪府や近隣の事業所に対してのさまざまな働きかけというものは、自発的な働きかけというのは非常に必要だと思うんですけども、そういった観点からの環境対策という姿勢が17年度とられていたのかどうか、ちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

概要の88ページの葬祭、葬儀会館の管理運営についてです。

18年度7月に葬祭費用、市営葬儀と、それからメモリアルホールの使用料が引き上げられたわけですが、17年度の決算というのは、まさにその引き上げられる前の年の決算であって、この間の葬儀会館の老朽化、メンテナンスにも非常に、それから大型改修等も必要になってくる中で値上げというような判断をされたというふうに理解しているわけですが、17年度決算におきまして、葬儀会館で収入と維持コスト、どのような状況になっていたのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、あわせて、その葬儀会館もかなり老朽化が進んできたということで、大規模改善であったり、ちょっと改修を大がかりにしなければいけないということなどもご説明をいただいていたわけです。で、17年度、18年度にかけて、今後、その葬儀会館についての改修等の計画が立てられていかなければならない

のかというふうに思うわけですが、その大規模改造改修計画について、今決まっていることを教えていただけないでしょうか。

それから、市民農園ですが、概要97ページです。先ほどもありましたけども、団体だけだということだったんですけども、ちょっと個人の方の利用ができないという、その理由はちょっと何なのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、あわせて、その生産緑地、市内の農地がどんどん減少していく中で、生産緑地という制度で緑や農地を守っているという状況にあるわけですが、その生産緑地さえも今、農地転用で緑の空間が少なくなってきつつあるということではないかと思っています。そうした中で、生産緑地が農地転用する際の、農地転用をしようかどうかというようなときに、そういったところを市民農園として活用していくと。そういった、ちょっと計画をしていくというような考えはあってもいいのかなと思うんですけども、ご見解をお聞かせいただきたいと思います。

あと、概要の100ページになります、中小企業金融対策であります。市の制度としてあります市内の中小業者の方々への融資で、利子補給や保証金の助成をしている制度だということで、非常にいい制度だというふうに思っているわけですが、16年度で、実際に受けられた方が28件で6,920万円で、17年度は26件で6,255万円となっています。これは大阪府にも中小企業に対する支援策、金融融資制度がありますけども、市と府との制度の違いについて、それから、融資の限度額や、希望者がもっとふえれば、枠はどんどん広げていくことができるのか。預託金では1億ということになっ

てるんですけども、この1億円が限度になっているのかですね、ちょっとそういったシステム上のことで恐縮なんですけど、お聞かせいただきたいと思います。

産業振興にかかわる問題で、先ほども地域就労支援のお話がありました。それから雇用推進事業というものも100ページの方で示されているわけですが、地域就労支援の方については、先ほどもご説明がありましたので、雇用推進事業についてもお聞かせいただいて、市内の雇用の拡大について、どのような努力を払っておられるのかについて、お聞かせをいただきたいと思います。

最後になりましたけども、最後の質問ですが、101ページの消費相談ルームについてです。福祉会館から市役所の方に移りましたが、相談件数、それから相談内容について特徴があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 介護保険課に係りますご質問にお答えいたします。

まず、介護保険特別会計繰出金の考え方でしたが、介護保険特別会計の繰出金につきましては、まず介護給付費の法定市負担分といたしまして、給付費の全体の12.5%を繰り出すものでございます。このほかに、職員の人件費及び事務費については、全額一般会計から特別会計へと毎年、概算で繰り出しております。これは、すべて翌年度に精算をいたしまして、特別会計の方から今度は逆に一般会計から繰り入れるという処理を行っております。

17年度の内訳といたしましては、途中で補正等も行っておるわけですが、最終的な決算見込みに対する12.5%ということで、給付につきましては3億4,352万円、それから職員給与費及び事

務費につきましては1億4,472万6,000円ということで、合計4億8,824万6,000円の繰り出しを行っております。これにつきましては、翌年度ですから今年度ですね、18年度、先日の補正で精算した分については、人件費で約100万ほど、事務費で400万ほど、給付費で500万ほどを精算する補正をさせていただいております。

次に、訪問介護利用料助成事業についてでございますが、これは介護保険制度が始まったときからの低所得者への利用者負担額の軽減策の一つとしてある制度でございます。内容的には2種類ございます。

一つは、この法が始まった平成12年当時に、それまでにホームヘルプサービスをご利用されていた低所得の高齢者の方の負担の激変緩和措置ということと、2点目につきましては、65歳までに、若年のときに障害者となられた方でホームヘルプサービスを利用されている低所得の方について、障害者制度との整合を図るための措置ということで、2種類ございます。

いずれも生計中心者が所得税非課税で、あと低所得者に対して利用者負担を減額するというものでございまして、最初の法施行時の激変緩和の対象の方については、平成12年度から14年度においては1割負担のところは3%、残りを公費負担と。15年度から16年度におきましては、自己負担が6%、公費が4%負担ということで、もう一つの若年で障害になられた方については、平成12年度から16年度まで自己負担が3%で公費負担が7%ということになっておりました。

最初の激変緩和措置につきましては、これは16年度までの5年間の措置とい

うことで16年度で終了しておるんですけども、16年度末、17年3月の利用分につきましては、これは国保連合会を通しての審査ということになりますので、1か月分だけが17年度の負担ということで、17年度で執行しているということでもあります。

ちなみに、2番目の若年の障害者の措置につきましては、制度が一部改正されてきて、平成20年6月までに延長されております。

それから、認定者利用者についてでございますが、1番目の激変緩和措置の対象者になられる方は、平成17年の3月の認定者62名に対して実際の利用者は43名でございました。それから、若年の障害者の方については、認定者については49名で、月平均の利用者は24名というふうになっております。

ですので、16年度と比較して執行が減っておりますのは、1番目の激変緩和措置が通年ではなくて1か月分だけになったということの影響が多いものというふうに考えております。

それから、次に相談員派遣事業についてでございますが、具体的にどのような相談があって、どのようにしておるのかということかと思っておりますが、ご指摘のように、毎月1回、相談員さんが市の方に集まられて、市の担当職員とともに連絡会を開いております。

さまざまな施設でのご相談、ご質問があるんですが、例えば幾つか例を申し上げますと、施設の中で相談事ができるような雰囲気がないというようなご相談があって、例えば、これについては、あいている部屋をお借りできるようにするか、ちょっとパーテーションでロビーなんかを囲っていただくとかというようなことをしていただいた例もございます。

それから、食事に関するということと、ちょっと味つけが薄いであるとか、おやつ時間の飲み物の味がちょっと合わないとかということもございますが、これはそれぞれ、その方の健康状態とか、栄養指導とかのこともありますので、そういうご説明をさせていただいているというようなこともあります。

それから、例えば、デイサービスで入浴までの待ち時間、順番に入浴されますので、待ち時間の間、退屈だというようなお話があったときには、それを施設に伝えまして、待ち時間の間に音楽を流したり、歌を歌ったり、レクリエーションをしたりというようなことを工夫していただいたりというようなこともございます。

それから、直接の利用者の方からのご相談ということではなくて、相談員さんの気づきということで、例えば、トイレの近くのおいが気になるということで、施設の職員はもうなれてしまっておりまして、ほとんど気がついていなかったんですが、相談員さんの指摘で換気に気を配るようになったというようなこともありますし、ちょっとカーテンの汚れが目立ってるんでというような指摘をしたら、ちゃんとクリーニングに出されたとかというような改善も図られております。

直接、市を通さずに相談員さんが橋渡しということでサービス・施設の改善につながっているものというふうに理解しております。

それから、保険者としての事業者の指導というご質問があったかと思っておりますが、これにつきましては、基本的には大阪府の方が指定及び指導・監査の権限がございまして、府の方では全事業者に対しまして集団指導、それから書面指導というのをしております。そのうち、毎年幾

つかの事業所を抽出しまして実地指導というのを行っております。

市の方では、昨年度、大阪府が昨年度の12月ごろから集中的に実地指導をやっておるんですが、その大阪府の医務・福祉指導室事業者指導課及び法人指導課の方と連携をしまして、大阪府が実地指導に行かれる場合に、摂津市の担当も同席しまして、その施設の状況を把握しておると。で、指摘事項については、大阪府に提出される書類と同様のものを市の方にも報告を求めているというようなことの取り組みを行っております。

○上村委員長 前川参事。

○前川生活環境部参事 それでは、私の方から公害陳情の関係についてご答弁申し上げます。

公害陳情の市の対応といたしましては、電話なり、来庁された方からの陳情という形で受付をいたしまして、まず、現地調査及び事情聴取等行いながら現場調査、立ち入り等やって対応しているというところでございます。

苦情におきましては、騒音とか振動、大気、水質、悪臭、その他もろもろ多数ございまして、対応ということで、それぞれのケースに応じたような対応を素早く実施して、できるだけ早く解決していきたいというふうには考えております。

それと、準工業地域での陳情件数が多いということですが、市域、ご存じのように地域的に準工業地域が約43%を占めておりまして、工場地域を入れますと五十数%になってございます。その結果、必然的に準工業地域の苦情件数が多くなってございます。

一般的に言いますと、準工業地域の場合は住居、倉庫、工場等混在している関係上、どうしても公害的な苦情というものは若干多くなってございます。その辺に

ついては、我々、いつも開発等の場において、いろいろ問題提起をしてるんですけども、環境対策としては公害苦情を素早く解決するという対応しか今のところないかなと。用途地域的な変更が一番肝心かなと思いますけども、それもなかなかスムーズには行かないんだということを考えております。

それと、未解決の部分なんですけども、これにつきましても、一般的にはやはり騒音とか大気とか、苦情件数の多い部分については継続という形で、特に年度の集計になってますんで、2月とか3月に苦情を受けた分がどうしても3月末とか次年度に繰り越しというケースが多く見られるようでございます。

それと、何度も繰り返しての苦情発生源者というんですか、事業所に対しての指導ということは、一義的には我々の方が出向いて調査をやるんですけども、どうしても長引くとか困難な場合は大阪府と合同で立ち入りしたり、必要に応じては勧告とか。ほんで、我々独自といたしましても、市の条例、独自の条例を持っておりますんで、指定工場の規制とか、あと協定等を大きい会社についてはやっておりますんで、我々独自の指導という形では、かなり進んでやっているつもりでございます。その都度、府と連携して、できるだけ早い対応をしていきたいというふうには考えてございます。

大阪府を初め、悪質の場合は摂津警察も含めて連携していきたいというふうには考えております。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 生活保護に関する4点のご質問につきまして、お答えをいたしたいと思っております。

まず、第1点目の、本年3月31日付で厚生労働省の方から出ております生活

保護行政を適正に運営するための手引、これについて、どう考えるのやということでございますが、この手引そのものにつきましては、あくまでもこれまでの通知などを整理したものであって、法的な解釈を示したものであるというふうに考えております。手引自体は、地方自治法上の処理基準として示されたものではなく、また、厚生労働省からの技術的助言にも当たらないものと聞いております。まさしく業務の参考、あるいは手引となるものでございます。

ただし、暴力団に対する対応については、別途、同じ内容の通知が出ております。その通知は地方自治法上の処理基準と位置づけられておりますので、地方自治体としては、示された内容に沿って事務を行う義務が生ずるものでございます。

また、年金担保貸し付けについての対応に関する部分も、生活保護の実施要領の改正部分として盛り込まれましたので、実施要領は処理基準と位置づけられていることから、同じように地方自治体としては実施要領に沿った事務を行う必要があるというふうに考えております。

続きまして、17年度に生活保護を廃止いたしました125世帯の内訳でございますが、廃止の理由はさまざまなわけでございますが、大きなものから申し上げますと、125件のうち42世帯につきましては、いわゆる生活保護適用の理由でございました病気等の治癒によって廃止をしているというのが42件ございます。次に多いのがケース移管、これは他市等への転出というような場合のケース移管が23件、それから、次に多いのは死亡が21件、それから、保護の途中ではございますが、失踪により廃止をいたしましたものが18件、それから、まさにその自立というようなことで、稼働収入

がふえたことによりまして、保護基準を上回ったということで、自立したケースが12件、これら五つの事由で全体の93%を占めております。

続きまして、保護世帯の年齢世帯構成はどうなっているのかということでございますが、まず一つは、年齢別のデータは把握をいたしておりません。それで、概略的にご理解いただけるのは、この事務報告にもございますが、17年度、世帯総数が650という数値を計上いたしておりますが、この650世帯の中で、いわゆる高齢世帯が、全体の44.5%、世帯数としては289世帯を占めております。続きまして多いのが、全体の21.7%、141世帯が傷病世帯、それからその他というような形で入るのが13.5%、88世帯、それから障害者世帯、これが10.1%の66世帯、母子世帯が10.3%の67世帯。

ただし、今、世帯数を申し上げましたが、これ集計をいたしますと651になります。これは縦横の集計の、いわゆる650というのは年間平均値で計上しているため誤差が生じているというようなことでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、次に歳入の雑収入で計上いたしております925万7,721円、これについてでございますが、これは、いわゆる生活保護を適用している世帯について、生活保護法の63条に基づく返還金、これは、いわゆる資力があつたというようなことで返還をいただいたのが、件数的には68件、金額が695万247円、それから生活保護法78条の徴収金、これは、いわゆる不正手段によって保護費を受給したというみなしをいたしまして徴収をしたものが19件、金額で230万7,447円、それから、あと

1件につきましては、行旅死亡人の分として1件27円、合計88件の925万7,721円と相なっておりますが、具体例をご説明いたしますと、一番多いのが、いわゆる保護世帯が就労をして収入があるにもかかわらず、不申告であるために保護費を過大に受給しておったということで返還を求めましたのが11件、金額で208万5,552円、それから、次に多いのが、これは返還金に当たるわけですが、転居等、また、立ち退きというような住居にかかわって住居の敷金等の解約返戻金が生じたものについて、収入認定をいたしまして返還をいただいたのが10件、115万8,529円、この2件が大きなものでございまして、あとは、例えば生活保護を適用する前に国民健康保険に入っておって、国民健康保険の方から返戻金なり、そういうものが生じた場合については、これは収入とみなしてお返しいただくと。また、生命保険を解約というような場合の返戻金もお返しいただくというような形で、そういうものが積み上がったものでございます。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 国民健康保険特別会計の繰出金の内訳についてお答えさせていただきます。

繰出金の中には、法律で定められている部分の繰り出しと、あと市独自で繰り出している部分があるわけですが、そのうち法律で定められている法定の繰り出しにつきましては、職員給与費等の係る繰り出し、これは国保運営に係る人件費、事務費等を繰り出すものですが、こちらの方の金額が約1億5,196万円ほどとなっております。

そして、給付の方の出産育児ということで、お子さんお生まれになると、

一人につき30万円の給付をしておるわけですが、その部分の3分の2を義務的に繰り出すというところでの出産育児一時金が17年度で3,320万と。

そして、低所得者が多い等の事情に当たる保険者に対しての財政支援措置として繰り出す部分の国保財政安定化支援事業、こちらの方が1,816万円ほどとなっております。

そして、低所得者の保険料の軽減措置として行われている保険料の7割、5割、2割の軽減に伴う保険料の減収部分についての繰り出しとなります保険基盤安定の部分約3億1,289万円ほどとなっております。

そして、市独自に繰り入れております法定外の部分になりますが、保険料の軽減分として繰り出しているのが2億7,704万円ほどとなっております。

○上村委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 リハビリテーション教室事業の内容と実績はとのご質問にお答えさせていただきます。

リハビリテーション教室は、基本型機能訓練と地域参加型訓練という2種類の機能訓練を行っております。

基本型機能訓練の方は、場所が市立保健センターで、毎週金曜日の午後、対象者が40歳以上の介護保険サービス対象外の方で、疾病や外傷、その他の原因による身体の障害、または低下に対する訓練を行う必要がある方ということで、内容といたしましては、グループ体操や身体状況に応じた訓練や指導、日常生活動作訓練、レクリエーション、作業療法等々行っております。

地域参加型機能訓練の方におきましては、市内12小学校区に出向きまして、社会福祉協議会や校区福祉委員会等との連携のもとに、地域で老化や疾病により

心身機能が低下している方で実施会場の近くにお住まいの方で、このようなりハビリをご希望される方ということで12小学校区へ出向いてやっております。

実績につきましては、先ほどの基本型機能訓練が、実施回数が17年度実績で49回、実人数が20人、被指導延べ人員が540名、地域参加型が、実施校区数が12小学校区で実施回数が122回、実人員が699名で延べ人員が3,280人という状況でございます。

もう1点のご質問、診療報酬の改定で医療機関へ行けなくなった方の受け入れは可能かということでございますが、その方が保健センターでやっています機能訓練をご希望された場合に、現状といたしましては、ちょっと今、定員に余裕がないというのが現状でございます。先ほどの地域参加型、こちらはおおむね月1回やっているわけですが、こちらはご希望があれば、その地域の実情にもよるんですが、ほぼ受け入れ可能ではないかなと考えております。

先ほどの実績のところでご説明いたしました、基本型機能訓練の方は、実数が20名と申しております、それで週1回金曜日と申しておりますが、この機能訓練は保健センターでやっております、そのほかの曜日は介護保険の通所介護事業を実施しております関係で、会場スタッフともども、そのほかの曜日に実施することが今、不可能な状態にあるということで、ご希望があっても、あきが出れば大丈夫ですがということでお答えさせていただきます。

○上村委員長 萩原参事。

○萩原自治振興課参事 平成17年度の地域活性化事業の内容についてご説明いたします。

補助金交付要項に基づきまして、各小

学校区ごとに限度額を設けております。補助額は、均等割額が1校区当たり45万円、世帯割額は1世帯90円となっております。

それでは、各小学校区ごとに内容を説明させていただきます。

まず初めに、千里丘校区ですけれども、限度額が71万1,000円。事業が、防犯啓発活動事業、防災啓発活動事業、地域環境美化活動事業の3事業を実施されておまして、補助金の合計額が60万8,169円となっております。

次に、三宅校区ですけれども、補助金の限度額が62万1,000円。事業名が、盆踊り声かけ運動を通じて地域交流を図る活性化事業の1事業を実施されております。補助金の交付額は62万1,000円となっております。

次に、柳田小学校区ですけれども、限度額が74万7,000円となっておりますけれども、活性化事業は実施されておられません。

続きまして、摂津校区ですけれども、校区の限度額が81万9,000円。事業名が、緑化推進事業、歩こう会事業、摂津セーフティパトロール隊摂津小校区防犯事業、防災事業の4事業を実施されておまして、補助金交付額が78万9,079円でございます。

次に、味舌校区ですけれども、限度額が66万6,000円。事業が、正雀駅前たそがれコンサート、緑化推進活動、自主防災訓練、防犯啓発活動、好きやねん摂津味舌の楽市という5事業を実施されておまして、補助金の合計額が59万137円でございます。

続きまして、味舌東校区ですけれども、限度額が62万1,000円。事業が、自主防災会防災訓練、味舌東小学校区連合自治会緑化推進、摂津セーフティパト

ロール隊味舌東発足会の3事業でございまして、補助金の合計額が54万7,256円となっております。

次に、別府校区ですけれども、限度額が74万7,000円。事業が、別府若者みこしまつり、摂津セーフティパトロール隊別府校区連合自治会発隊式、歩こう会、防災訓練の4事業を実施されておりました、補助金の合計額が74万7,000円でございます。

次に、味生校区ですけれども、限度額が66万6,000円。事業が、第5回味生校区ソフトボール大会、第6回味生校区淀川ウオーキング、第2回味生校区自主防災訓練の3事業でございまして、補助金の合計額が45万9,710円となっております。

次に、鳥飼北校区ですけれども、補助金の限度額が71万1,000円。事業が、第7回鳥北ふるさとまつりという事業を実施されております。補助金額が71万1,000円でございます。

続きまして、鳥飼西小校区、限度額が72万9,000円。事業が、地域環境美化事業、自主防災組織結成に伴う防災訓練の二つの事業を実施されておりました、補助金の交付額合計が63万178円となっております。

次に、鳥飼校区ですけれども、限度額が64万8,000円。事業名が、鳥飼小学校区地域安全・安心事業という事業を実施されておりました、交付額が64万7,710円でございます。

次に、鳥飼東校区ですけれども、限度額が59万4,000円。自主防災組織による災害時の防災強化訓練という事業を実施されておりました、補助金の額が59万4,000円でございます。

合計限度額が予算額となっておりますけれども、828万円、補助金の合計額

が694万5,239円、残額が133万4,761円、執行率が83.9%、11小学校区で28の事業が実施されております。

○上村委員長 阪口参事。

○阪口健康推進課参事 それでは、葬儀会館に係ります維持コストと収入の状況につきましてご説明させていただきます。決算概要の89ページに葬儀会館に係ります経費の各費目ごとの決算額を記載しておりますが、主なものにつきましては、葬儀会館管理運営事業委託料、あるいは立体駐車場の土地借り上げ料、光熱水費等々でございます。17年度決算では、これら経費の合計額が決算概要に記載のとおり、4,318万9,699円でございます。

そして、これらの維持コストのうち、どの程度、市民の方からご負担いただいておりますかと申しますと、決算書の35ページに記載をいたしております使用料収入のところでございます。そこに記載のとおり、会館使用料としては2,183万2,150円を収納しております。そのほかに、これまでいろいろとご議論のあったところで、この7月から制度改正を図ったところでございますが、17年度ではメモリアルホールでの葬儀、カトレアとアイリスをお使いになった市民の方から、市営葬儀使用料のうち8,000円をメモリアルホールの祭壇使用料として会館の祭壇の維持管理経費に充てていたというふうなことがございます。その額が市営葬儀使用料のうちの295万8,000円というようなことで充てさせていただいております。合わせまして2,479万150円、これが葬儀会館の運営経費に充当しております歳入ということでございます。

先ほどの葬儀会館運営事業経費、いわ

ゆる維持コストでございます4, 318万9, 699円に対しまして歳入の率と申しますと、使用料で賄っております率は、17年度では57.40%となっております。

なお、会館の管理経費のうち、一般財源で賄っております額は、この差額であります1, 839万9, 549円を一般財源で賄っていると、赤字ということでございます。

それと、メモリアルホール、葬儀会館は、平成20年でちょうど10年目を迎えます。17年度、18年度、あるいは今後の計画について、今決まっていることというようなことでございますが、私ども原課として、今後、議会にも提案をしていきたいと考えておりますのが、まず、10年目で防水工事、これは必ず取り組みたいというふうに考えております。そのほかに、会館の運営上、24時間空調が回りっ放しというふうな状況が相当日数続いております。これの更新も我々としてはご提案をさせていただきたいというふうに考えております。

そのほか、細かいことですが、畳もかなり老朽化して、喪服にちりとか、畳のあれがつくというふうな苦情も聞いておりますので、こういったことも改善をさせていただきたいというふうなことでございます。

○上村委員長 中井参事。

○中井産業振興課参事 それでは、市民農園の貸し付け方法についてのご質問にお答えいたします。

貸し付け方法で、団体貸しだけでなく、個人にも拡充への考えでございますが、現在は「老人会、子ども会、自治会等の団体に貸し付ける」と摂津市の市民農園設置要領に決められておりまして、個人貸し付けを行っていません。しかし、個

人貸し付けをしてはどうかという声も、きょうも聞いておりますので、今後の検討課題と考えております。

次に、生産緑地の転用をしていると。その土地を市民農園に利用できないかということでございますが、生産緑地の管理につきましては、私どもでなく、都市計画の用途地域の観点から都市計画課の所管でございます。一般的に生産緑地は、今後も農地として、みずからが耕作することによって指定を受けておりまして、市民農園としての使用は困難ではないかと、このように考えております。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 それでは、高齢者障害者福祉課に係る質問に対しまして、ご答弁申します。

まず1点目は、水道料金の減免事情でございますが、対象となりますのは6パターンございまして、まず身体障害者の方を含む世帯、身体障害者手帳1級、2級の方でございます。

対象者につきましては、水道部の方から実績をいただいておりますのが調定件数ということになっておりまして、2か月に1回調定をされているということで、18年2月分と18年3月分を足した数が利用対象者になると思われませんが、一部、若干数字が実際の利用対象者と違う分があるかもございませんので、ご了承をお願いしたいと思います。

身体障害者を含む世帯につきましては、699世帯で540万7, 198円、それから、知的障害のA、B1の方を含む世帯が143世帯で119万5, 502円、それから、精神障害の1級、2級の方を含む世帯が118件で85万1, 065円、特別児童扶養手当支給世帯が3世帯で、4万99円、それから、ひとり暮らしの高齢者の世帯が762世帯で5

61万326円、それから、ひとり親家庭の医療費助成世帯が406件で373万8,212円、合計2,131件、1,684万2,402円となっております。

続きまして、障害者の福祉作業所につきまして、前年度に比べますと増額になっているということで、その内容についてのご質問でございますが、まずは、先ほどもご答弁申し上げましたように、千里丘三島線沿いの三島地域に、精神障害者の方の相談業務もお願いしております福祉作業所アシストを整備いたしました。その整備に当たっての改築補助金200万円、それから年間の運営経費650万円、それから施設借り上げ料ということで毎月7万円の年間84万円、それから地域生活支援ステップアップ事業委託料が17年度から始まっております、これが650万円、以上が主な増額の内容でございます。

続きまして、地域生活支援ステップアップ事業についてのご質問でございますが、これは社会福祉法人光摂会の方に委託をいたしております、ばくの家の一室を事務室といたしまして、相談事業を17年度から実施させております。

この事業につきましては、2年間の国・府の補助事業でございまして、2年後には身体障害者やその家族の方を主に対象といたしました市町村障害者生活支援事業へ移行するということが前提となっております。

ただ、この障害者自立支援法の施行に伴いまして、この障害者生活支援事業が、いわゆる市町村の相談支援業務の方に移行することになりましたので、19年度以降につきましては、この事業をどのように進めていくかにつきましては、現在、法人の内部でも協議をしていただいております、その協議の結果を待ちまして、

また、市とも協議をして、19年度以降の対応については決めてまいりたいというふうに考えております。

なお、17年度の取り組みといたしましては、2名の職員がおられまして、相談業務に応じるとともに、2名のうちの1名の方が実際に身体障害をお持ちの方でございまして、この方を中心に、身体障害のある方が実際に身体障害のある方のご相談を受けるといふ、ペアカウンセリングですね、こういった事業をやっておりますとともに、新聞を3号発刊されております。

また、自立生活についてという講演会とワークショップ、障害のある子どもを持ってワークショップを通じて自立について考えるという催し物を2回開催されております。

決算概要の63ページに、精神障害者居宅生活支援事業がございまして、このうちの一番上の精神障害者地域生活援助事業補助金というのが、いわゆるグループホームに該当する事業でございまして。現在、一津屋の府営住宅、味生住宅で、あけぼの福祉会によって実施いたしております。

これは、公営住宅法が改正されまして、いわゆる社会福祉法人等が実施する社会福祉事業に公営住宅を使用することができるというふうになりまして、大阪府の方が計画的に進めておられまして、事前に大阪府の方から、こういう部屋が空いているので、グループホームで活用する考えはないかということを通じまして打診がございまして。それで、市の方は障害者のさまざまな事業をやっておられます法人の方に、こうしたお話が府から来ているということで提案をいたしまして、実際にあけぼの福祉会が手を挙げられて、16年度から実施されたというこ

とでございます。

事前に市の方と法人の方で自治会長さんの方にご連絡をさせていただきまして、今度こういった事業を考えているので、一度地域でご説明をさせていただきたいということで、実際には2回の説明会を開催させていただきました。その中では、グループホームとはどういうものかとか、あるいは、なぜ府営住宅を使ってグループホームをするのかとか、あるいは実際のグループホームの運営に当たっては、運営する法人としては、どのような対応で望むのかとか、そういったことをご説明申し上げました。

もちろん、2回の説明会の中では、さまざまなお質問やご意見が出ておりますが、基本的にはやはり、新聞等では精神障害のことについては話を聞いているが、実際、日常的な中でのなかなかおつき合いというのがない中で、よくわからないというのが地元の方の本音でございます。最終的には入居予定者の方もお紹介をいたす中で一定のご理解を得て、事業を展開している次第でございます。

また、実際には、世話人が1名おりました。その世話人にプラスして法人の職員がサポートをしてくれるという形で、当初は宿泊することも含めたフォロー体制を組む中で地元の理解を得て、現在は輪番制ということでございますけれども、自治会の役員の方もさせていただきまして、地元の中でも徐々に溶け込んでいっているということでございます。

また、この先日の議会でご承認いただきました鳥飼西の方の府営住宅につきましても、市の方と法人の方で自治会長さんの方に一度ご説明に伺っております。まだ説明会開催までは至っておりませんが、今後また説明会の開催等を行いまし、地元の合意を得た上で事業を実施し

てまいりたいというふうに考えております。

続きまして、せつつ桜苑のことですが、平成16年11月、12月の時期にかけましては、レジオネラ菌が発生いたしまして、非常にご迷惑をおかけしたところでございます。二度とこういった事態を起こさないということで、まず茨木保健所からのアドバイスといたしまして、浴槽水の残留塩素濃度を0.4ミリグラム／リットル以上に保つように、測定回数を日に3回とする、あるいは完全換水を週に1回以上は実施する、ろ過装置の配管洗浄を定期的実施する、こういった内容につきまして遵守をしているところでございます。

また、そうしたことを担保するために、桜苑の方から毎月、このレジオネラ対策だけではなくて、いわゆる法定等で決められております施設運営に関する定期チェック項目というようなものを設けまして、ご報告をいただいております。

具体的には、第一に、人員に関する基準ということで、職員の配置等を含めました7項目、それから電気設備保守管理業務等のビル設備等に関する基準が10項目、それから消防設備点検等の消防に関する基準が2項目、それから飲料水の水質検査、レジオネラ検査等を含む衛生に関する基準が4項目、それから浴槽に関する基準ということで2項目ですね、これにつきまして毎月、添付資料とあわせてご報告をいただいております。

もちろん、中には毎月毎月実施する必要のないものもございますけれども、そういったことも含めまして毎月ご報告をいただく中で、先ほど申し上げました保健所等からのアドバイスが遵守されていることを確認させていただいております。

続きまして、身体障害者の日常生活支

援の事業につきまして、16年度決算と比べますと17年度決算がふえているということで、その内容についてのご質問でございますが、まず、補装具につきまして、17年度につきましては、障害者の方が649件、障害児の方が152件の計801件でございましたが、平成16年につきましては、障害者の方が500件、障害児の方が100件の計640件ということで、約160件ふえております。金額につきましても、16年度は2,924万2,433円ということで、約870万円ほどの増になっております。

一方で、日常生活用具につきましては、17年度が障害児3件、障害者52件の計55件でございますが、16年度につきましては、障害児が3件、障害者が66件ということで、14件の減になっております。金額につきましても、16年度は484万1,866円ということで、約70万円の減となっております。

それから、住宅改造につきましては、17年度が4件で、16年度につきましては2件となっております。金額につきましても、16年度は92万4,370円で、約倍増という形になっております。

なお、このうち補装具につきましては、18年10月から、いわゆる障害者自立支援法に基づく自立支援給付の中に組み込まれることになっております。

また、日常生活用具の交付費につきましては、地域生活支援事業として取り組んでまいります。

なお、これまで補装具として給付してまいりました蓄便袋、蓄りよう袋、紙おむつ等のストマ用具につきましては、10月から日常生活用具の方に移行いたします。

なお、先ほど委員のご指摘にありましたように、その移行しますストマ用具も

含めました補装具につきましては、18年度中につきましては周知期間ということで、引き続き無料で対応させていただきます。また、この間の議会でも議決いただきましたように、市独自の、まず日常生活用具については、低所得の方については1万2,000円、一般の方については2万4,000円という上限の設定をはじめ、総合管理の利用者負担の軽減措置を設けてまいります。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 中小企業金融対策事業におけます市・府制度の違いということですが、まず、違いにつきましては、府の融資制度には、保証料並びに利子の補助制度は備わっておりません。また、融資限度額の引き上げにつきましては、現在、北摂ブロック融資担当者会議におきまして、府への要望事項とし、市長会経由で行っておりますが、大阪府中小企業信用保証協会の債務保証リスクも大きく、今現在、実現に至っておりません。

続きまして、地域就労支援事業における雇用就労創出事業につきましては、本来、ハローワーク茨木で行っております職業紹介を、本市横、関西ポリテクセンターの会場をお借りする中、合同就職面接会を年2回、障害者の合同就職面接相談会を年1回実施しております。また、週1回、ハローワーク茨木から情報提供されます一般・パートの求人情報を1階ロビー奥、産業振興課前、そして公民館、正雀市民ルーム等の公共施設に張り出し、迅速な情報提供に努めております。

続きまして、平成17年度の消費者生活相談概要でございますが、平成17年度におきまして消費者相談ルームに寄せられた相談は845件で、前年度1,082件から約21.9%減っております。

これは国の総務省、警察庁、法務省における預金口座の不正利用の防止等の取り締まりの強化により、架空請求並びに不当請求詐欺の被害が鎮静化に向かっているところが大きくウエートを占めている理由でございます。

また、18年度からルームを本庁内に移しておりますけれども、半年経過後、相談件数の約2割減の状況を示しております。これは、これまでの福祉会館内では、保健センターや福祉会館での大きな催しがあったときに相談に立ち寄られるという方もおりましたが、そういう方がなくなったものであるという把握をしております。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 こども育成課にかかわる部分についてご説明させていただきます。

まず、ファミリーサポートセンター事業の17年度の実績ということでございます。

会員数につきましては、依頼会員が62名、援助会員が94名、両方の会員が19名ということで、合わせて137名でございます。それから、活動回数につきましては、年間で301回ということになっております。

次に、ファミリーサポートセンター事業の国庫補助の問題でございます。

平成16年度は、国庫補助金として、ご指摘のとおり約220万ほど歳入がございました。平成17年度につきましては、この国庫補助金が次世代育成支援対策ソフト交付金という形の補助に変わっております。次世代育成支援対策ソフト交付金におきましては、ファミリーサポートセンター事業は、その会員数ですとか、あるいは複数預かりとか、そういうようなことを基準といたしまして、摂津市の

場合は15ポイントで、1ポイントにつきまして10万円という換算の仕方になっておりまして、150万の補助ということになっております。

続きまして、保育所の待機児童についてでございますが、平成17年の4月には、待機児童数が旧定義で32名でございました。平成17年の10月には76名となっております。本年の4月には34名、そして1園新設と、それから増設がございまして、10月には45名というふうになっております。昨年10月と比べますと、31名の減ということになっております。

次に、児童扶養手当のことでございますが、平成14年の11月に母子及び寡婦福祉法などの一部を改正する法律というのがございまして、その中に児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して5年、または手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したときは、手当額の一部を支給しないこととなります。支給されない額は、その方の手当額の2分の1を超えることはありません。

ただし、満3歳未満の児童を監護する受給資格者については、児童が満3歳に達した月の翌月の初日から起算して5年を経過したときから手当の一部を支給しないこととなります。また、これにつきましては、今後、詳細は政令で定められるということになっております。

それから、平成15年の4月からこの改正は適用ということになっておりますので、早い場合では平成20年の4月から適用される方が出てくるということになります。また、お母さんに身体上の障害がある場合などは、その該当期間については制限は適用されないということにもなっております。

ご指摘のとおり、こういう形で児童扶養手当が変わっていく、母子になられて急激に環境が変化することに対して児童扶養手当を支給するというふうな形に変わっていくということにあわせて、母子の方がいかに自立をしていかれるかということを支援していくかということでございますが、現在ございますのは自立支援教育訓練給付事業というものと、それから高等技能訓練促進費事業というので、いろいろな資格を取られる場合の助成というものがございます。

ただ、ちょうど今、ひとり親家庭の自立促進計画を摂津市でも策定しているところでございまして、8月には母子家庭の方にアンケートもとらせていただいておりますので、そこでの皆さんの声も聞かせていただきながら、今後、その策定委員会の中で、商工会の方ですとか、公共職業安定所、あるいは母子福祉会や吹田こども家庭センター、さまざまなどところの方々に参画していただいておりますので、そこでいろいろな有効な支援策というものについてご協議いただきながら、計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

4番目の乳幼児医療についてでございますが、一部負担額につきましては、府の制度でございますので、その支払い事務、医療事務を統括していますのは国保連合会でございますので、そこで摂津市だけを無料扱いにするということは難しいです。例えば、それを実施する形になりましたら、窓口で償還払いというふうな形になりまして、かなりの件数を窓口でやっていかなければいけないというふうにもなってしまう。それで、いろいろ形で無理な状態があるのではないかとということが考えられますのと、また、同じように二千四、五百万、現在、平成

17年度で見ますと2、400万ぐらいの一部自己負担額かと思えますけれども、それを市が負担するのでしたら、その金額をもって1歳の引き上げというふうな考え方が今の周りの状況から見ましても妥当性があるのではないかなというふうに考えております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 ありがとうございます。

水道料金の減免、それから生活保護の受給者の方、世帯構成であるとか、減免を受けておられる方の世帯の構成などもお話をいただきました。この間、格差がどんどん広がっていく社会の大きな問題になっている中で、一番大きな負担を強いられてきているのが、やはり高齢者の方や障害者の方々、社会的弱者の方だということが、改めてこうした今ご説明いただいた数字の中でも明らかになってきたわけです。

やはり、もちろん国の制度、さまざまな問題に基づいての事業かとは思いますが、しかし、市民の暮らしを守るとい自治体の役割というのを果たしていくのは非常に大事なことであると思っておりますので、介護保険、国保の繰出金について、また特別会計の方でも、またいろいろご質問させていただきたいと思っておりますが、一般会計からの繰り出しというのは非常にやっぱり重大なことだというふうに思っています。とりわけ、国保の場合ですと、平成15年と比べると、その保険料軽減分として今、17年度決算で2億7、700万ですか、4、500万ほどですかね、当時と比べても減っているわけですね。で、15年度と比べると4、500万ほど減ってきているというふうにちょっと私、見ているんですけども、基準外、保険料を軽減するための努力の部分が削られていくと。実際、国保会計

を見ますと、16年、17年と単年度赤字で赤字基調になっていて、国保財政も大変な状況のもとで、一般会計からの繰り入れというのをなくしていくというの、やはり市民の負担を、現に18年度はふやしているわけですから、そういうものもやりながら、一般会計を下げたままにしておくというのは、おかしいのかなと思いますので、その点、また特別会計の方でやりますので答弁の方は結構です。

それから、せつつ桜苑の運営事業について、残念な事件がありましたけども、これを機に、公設民営で行っている委託している事業者さん、今は指定管理者になりましたけども、なおさら指定管理者の条例の審議のときにも各委員の方からもいろいろご意見がありましたけども、丸投げ状態という形にならないで、市としての関与をしっかりとやっていただく、チェック機能を果たしていただく。とりわけ、せつつ桜苑であったり、それから、みきの路であったり、福祉施設というのは、やはり健康と暮らし、命にかかわる分野でありますから、市としての責任も果たしていただくようなチェック機能、かかわりを強く持っていただきたいということを要望したいと思います。

それから、生活保護事業につきまして、手引について、それに対する見解をお示しいただいたわけです。ご説明いただいたように、高齢者の方々、社会的弱者の方々がどんどん今、本当に生活保護世帯になってきていると。さらに、現状では生活保護基準以下の方で生活保護を受けておられない方もどんどんふえてきて、働いても働いても、給料もらっても生活保護基準に満たないというワーキングプアというのが今、国会でも取り上げられています。NHKの番組にも取り上

げられているわけですが、そうした問題が大きくなっている中で、生活保護の窓口対応、それから廃止に至る経過でも、先ほど山崎委員からもありましたけども、九州の方では辞退届けを強要すると、生活保護基準以下なのに強要をして書かされて、生活保護が打ち切りになってしまった。これ、裁判によって、そのやり方は間違っているということで、そういう判決が九州の方の高裁で下りていますが、もちろん摂津市でそういうことが行われるというふうに思っていません。きちんとした自立を促すための窓口対応をやっていただきたいということだけお願いをしておきたいと思います。

それから、同時に、今ちょっとワーキングプアのお話をさせていただいたんですが、就労支援で雇用対策の問題で、先日も国会の中で議論をされてはいたけども、偽装請負というのが大きな問題になっています。

雇用条件の流動化といいますか、規制緩和によって、正規雇用から非正規雇用の方にどんどんどんどんシフトして行って、働いても働いても本当に低賃金で、生活できないという若者が生まれている中で、派遣であれば、1年間継続してそこに勤めれば、雇用している側、事業者側から正規雇用になりますかということを確認するという義務があるそうなんです。しかし、そういったことを免れるために、形は派遣なのに、請負という状況をつくって、偽装してやっていたという問題が今、国会で明らかになって、これはたださなきゃいけないと、安倍総理もそのように答えておられましたが、実際にやっていた企業は、全国的にも非常に有名な、世界にも誇るような日本の一流企業、大企業の関連で、そういった偽装請負、悪意があったのか善意だったのか、

それはわかりませんが、実態としてあるわけです。こういった偽装請負の問題なんかも、やはり基本は厚生労働省、労働基準局などが監督権限あるわけですが、就労支援として市内の業者さんに偽装請負の問題、それから、今までも私たち問題にしていましたけども、働いた分が賃金としてもらえないサービス残業、ただ働きという違法行為ですね、こういうところにも、やっぱりきちんとしたメスを入れていくというのが就労支援、雇用対策というの、一つ重要なことだというふうに思うわけで、そういった観点からの啓発というのを市としてもぜひ取り組んでいただきたい。

それから、働いておられる方、その偽装請負状態で、非常に将来の生活設計も立たない、生活もできない、それこそ年金、国保料をその給料から払うことができないという若い人たちの労働相談、今、摂津市でも労働相談が持たれているかと思えますけども、事務報告書を見ますと年間に19件だったと思うんですね。その労働相談にも、もっと皆さんに周知して、若い人たちに来てもらえるような工夫をして、そういう相談にも乗って、相談事業も力を入れていただくことが大事だというふうに思うわけです。その点だけ、ちょっとご見解をお示しいただけたらと思います。

それからリハビリですけども、今の状況では受け入れ態勢の方がなかなか難しい、地域の方ではそういった受け入れは可能なこともあるということでもあります。もちろんリハビリを必要としている人で、お医者さんからのリハビリが受けられなかった方が、果たしてそういったところのリハビリと適応するのかどうかという問題もあるかと思いますが、今、その医療機関からリハビリを受けられなくなっ

た人が非常に路頭に迷ってしまっているような状況がありますので、この摂津のリハビリテーションの事業を、今後の課題として拡大していただいたり、もしくは多くの人に知っていただくような広報を強めていただきたいということもお願いをしておきたいと思えます。

葬儀会館使用料については、値上げをされたわけですので、大規模な改修であったり、大きなお金がかかるような問題についても、計画を立てていただいて、計画的な、非常に使いやすい施設にさせていただきたいということを要望しておきたいと思えます。

市民農園は、わかりました。

それから、中小企業金融対策についてです。ご説明いただきましたけど、やっぱり市の制度としては、非常にいい制度だと思います。しかし、利用しようと思っている事業者の方からお伺いすると、例えば枠が小さかったり、例えば返済期間が府の制度より短かったりということで、ちょっと利用しづらいというような声も聞いておりますので、保証協会との話もあるかと思えますけども、いい制度ですので利用しやすいようなものに、ぜひ工夫をしていただきたいということを要望して、終わりたいと思えます。

1件だけ、お願いします。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 就労支援にかかわります企業等の啓発に対してでございますが、決算概要100ページ、三島地域の労働関係の予算がございます。そこにおきまして、三島地域労連関連施策推進事業といいますのは、三島地域、働く人たちの法律セミナーを、吹田、茨木、高槻、本市の4市で実行委員会を立ち上げ、労働施策について広域的・効果的な展開を図るとともに、三島地域における労働

施策の充実、並びにだれもが安心して働くことができる活力ある三島づくりを目指しております。

先般、10月3日、このような中で、「格差社会～増加する非正規労働者と法的課題～」というテーマでフォルテ摂津におきまして講演会を行ったところでございます。73名の企業並びに労働者の参加をいただく中、この中でも偽装請負に対する取り組みの喚起をしたところでございます。今後も引き続き、三島地域における労働施策の情報提供、充実等に努めてまいりたく思います。

また、労働相談に関しましては、平成17年、相談件数19件という数字が上がっておりますけれども、これは、ほかに大阪府が個別労働紛争解決促進法に基づく支援の取り組みを強めたこともございまして、ほかに約49件の件数を大阪府労働事務所北大阪センターの方に紹介しております。

ということで、実質の数字はもっと多いんですけれども、今後も府の組織とともに連携をとりながら、相談の充実を図ってまいりたく思います。

○上村委員長 安藤委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 以上で、認定第1号所管分の質疑を終わります。

本日の委員会は、この程度にとどめ、散会いたします。

(午後5時3分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 上村高義

民生常任委員 山崎雅数